

社会正義

紀 要

14

目 次

アジアにおける人権……………山田經三… 1

<寄稿>

日本における人権の実現状況

—国連規約委員会のコメントを中心に—

……………ピセンテ・M・ボネット…19

日本の植民地化の立法過程—枢密院を中心として

……………三谷太一郎…37

世界の植民地体制，日本の植民地経営，台湾の植民地過程

……………涂 照彦…55

<研究ノート>

共生の社会創造に向けて—二つの研修会から

……………アンセルモ・マタイス 保岡孝顕…71

<活動報告>

上智大学社会正義研究所活動報告(1994-1995年)……………75

Institute for the Study of Social Justice, Sophia University(1994-95)

……………87

アジアにおける人権 Human Rights in Asia

山田 經三

(上智大学経済学部経営学科教授)
(社会正義研究所長)

- I. 問題提起
- II. 人権の価値, 基礎
- III. 人権の内容, 意義
- IV. 人権侵害の現実
 - (1) アジアにおける人権侵害
 - (2) 日本が関わる人権侵害
- V. 人権擁護の連帯
- VI. 結論
- 付記
- 註

I. 問題提起

今世紀の後半に、大量のエネルギーを消費する高度工業化社会が、地球規模で生み出した問題は、大別して少なくとも五つある。核兵器の拡散、環境問題、南北問題、人権侵害、構造的悪・不正・暴力がそれである。

地球的な今日の問題のほとんどすべては、技術的な対策だけでは解決されず、十分な技術的手段に加えて、世界の有力な国の価値体系が根本的に変わることが必要である。

ところで、何が支配的価値の転換を促す要因になり得るだろうか。評論家の加藤周一氏は、朝日新聞の文化欄「宗教の役割」で次のように結論づけている。

「……仏教やキリスト教のような伝統的宗教から学び得ることがあるだろう、と私は考える」⁽¹⁾と。その根拠として仏教には菩薩(ぼさつ)の概念があり、その眼目は「利他行」である。自ら悟りを求めるだけでなく、衆生を悟りへ導くことを使命とする。これは「現世利益」や「安心立命」を

含めての自己中心主義からの質的な転換を意味する。キリスト教には「隣人愛」がある。利他主義は、多くの宗教に共通する根本的な価値転換の一つの形式である。

福音書は、富める者に貧しい者を、ソロモンの栄華に野の百合を、地上の権力に精神の王国を、対立させる。仏教世界においても、釈尊が王家を捨てて修行に入ったように、修行は出世間に始まる。富と力に対して貧しさと無力さを選ぶ。

ところで、ここで求められるダイナミズムは、利他主義から生じる宗教的組織の慈善事業にはない。慈善事業は病める社会の対症療法ではあっても、根本治療にはつながらない。また個人の回心でもない。社会は単に個人の集合ではなく、個人を超えるそれ自身の機構に従って動くのである。

問題は社会が全体としてその方向を変えることができるか、その支配的な価値（富と力と効率）が変わらなければならない、その変化に、伝統的宗教が本来備えていたはずの価値転換のダイナミズムが、何らかの貢献をなし得るのではないか、ということである。あるいは、社会がそこに学び得るかかどうか、ということである。

II. 人権の価値, 基礎

以上の問題提起を踏まえ、価値転換のダイナミズムを求めて、人権の価値, 基礎, 内容, さらにはそれと深い関わりのある背景と広がりについて、アジアの諸宗教, 文化, 伝統的遺産の本質的なものを、ここにまとめてみたい。とくに 25 年間におよぶ戦争下, 全土が悲惨な荒廃にさらされた苦悩の中で試されたカンボジアの仏教の根本にある考え方を要約することとする。⁽²⁾

(1) 人権

カンボジア内戦の厳しいさ中, 寺を出て戦場, 難民キャンプ等で苦しむ人々の只中であって, 平和のために徹底的に尽した偉大な僧侶マハ・ゴサナダ師のことばをまず引用する。「……各々の人間が互いに誠実に話し合う時, 兄弟・姉妹になる。その時『人権』ははじまる。その時こそカンボジア人はユダヤ人を助け, ユダヤ人はアフリカ人を助け, アフリカ人は他の人々を助ける。我々はみな他の人々の権利のために仕えるしもべ

となる。私の小さい国においてもそうである。カンボジア人がベトナム、タイ、中国の人々の生きる権利、自由の権利に深い関心を持たない限り、我々自身の権利も否定される。

すべての人が仏陀、アッラー、キリストの魂を持っている偉大なる人類の家族の一員であることを我々が受け入れる時、我々は静かに座り、語り、平和をもたらし、人類に幸福の開花をもたらすことができる。

我々すべてがその生涯において平和を悟り、生きとし生けるものすべてが苦悩から救われるように祈る。

平和をもたらすことは生活の中心である。我々平和を作り出す者は、できうる限りいつもまず、我々自身のうちに、祖国にそして、全世界に平和を作り出さなければならない。

真の平和は東西南北のどこにも偏って利益をもたらすものではない。平和を求めるカンボジア人は、すべての人と友になりたい。平和は非暴力であり、カンボジア人は祖国の再建に当って、すべてに対して非暴力であり続ける。平和は正義と自由に基づくものであり、平和を愛するカンボジア人はつねに正義と自由を全うする。

平和を求める我々の旅は、今日も明日も毎日続く。平和を作り出すのは我々の生活である。我々は全世界のすべての人々を我々のこの旅に招く。我々は我々自身と祖国のために平和を作り出すのであるから、全世界のために平和をもたらす。』⁽³⁾

(2) 平和

マハ・ゴサナンダ師の平和を求める祈りを紹介する。

「カンボジアでの苦悩はまずばかりである。この苦しみから大いなる共苦（痛みとの共有：compassion）が生れる。共苦は平和な心を作る。平和な心は平和な人を作る。平和な人は平和な家庭を作る。平和な家庭は平和な共同体を作る。平和な共同体は平和な国家を作る。平和な国家は平和な世界を作る。どうか生きとし生けるものすべてが幸せと平和のうちに生きるように。アーメン。」

この平和の祈りの根源には仏陀の教えがある。

「他者に対して不満、復讐の念を抱き続ける者に、憎しみは絶えない。他者に対して不満、復讐の念を抱くことを止める者に、憎しみは止む。憎

しみ続ける者に、憎しみは決して止まらない。憎しみは愛によってのみいやされる。これは永遠の法である。

母親が子供のために自分の生命までささげて守るように、すべてのものに対して限りない、無条件の愛の心を育もうではないか。愛する心が全世界津々浦々まで浸透するように——上下左右すべてにわたって、どのような妨げも憎しみももたずに、すべてを乗り越えて——。このことに目覚めている限り、すべての人は心の優しさ (mindfulness) を持ちうる。これこそ日々の生活において、祝福された状態を獲得する道である。』⁽⁴⁾

まず自分の心のうちに平和がない限り、世界の平和のために何一つ貢献することはできない。平和をもたらすためには共苦が必要である。そのためにはよく聴く術を身につけねばならない。⁽⁵⁾ 聴くためには自分の言葉も、自分自身もささげねばならない。平和に溢れる自然を聴きうるまでに、聴くことに努めねばならない。自らを聴くように努めることによって、他のすべてのものを聴けるようになる。そして新しい考えが生み出され、成長していく。そこには開かれた心と調和がある。互いが信頼し合うようになる時、我々是对立、葛藤を解決するための新たな可能性を発見する。よく聴けるようになる時、平和が成長していくのを聴ける。平和を作り出すためには、心の優しさが必要である。嫉妬や自己弁護や無意味な批判をもってしては、平和は決して来ない。平和を作り出すには、克己、無我が必要である。平和を作り出すには、協力・チームワークが必要である。自分こそ平和のための道を知っていると過信する限り、平和のために何ら貢献することができない。平和を作り出すには、知恵 (wisdom) が必要である。平和は賢明に意識的に選択していく道である。一步一步忍耐強く踏みしめていく旅である。愛こそ平和への唯一の道である。

世界が負っている傷をいやすために果して、仏教に、キリスト教に何ができるだろうか？ 仏陀は、キリストは何を教えたであろうか？ 仏陀の最も勇気ある行為は、争い、敵対を止めさせるために戦場の真只中に歩いていったことである。仏陀は敵対者が彼のところに来るのを寺の中で待つてはいなかった。敵対者の真只中に歩いていった。

戦争、対立、権力闘争をどのように解決しうるか？ 真の和解とはどういう意味か？ 「非暴力の本質は敵対を阻止することであり、敵対者を阻止することではない」とガンジーは言っている。敵対者をも心から尊敬するの

である。かれらの人間性を信じる。悪意はただ無知ゆえに生じたと信じる。互いに最善を尽して努めることによって、双方は平和に達することができる。このことを「双方の勝利」とガンジーは呼んでいる。

マハ・ゴサナンド師は次のように言っている。「チベット、カンボジア、ラオス、ビルマ、ベトナム・・・・・・どこにおいても仏教徒は苦しんでいる。仏教徒としてできる最も重要なことは、全世界のあらゆる国において、人間としての真の解放、精神の解放のために働くことである。・・・・・・」

我々僧侶は自分の寺を去り、人間一人一人が生きている現場の寺、苦悩に満ちている一人一人の寺に出向かねばならない。仏陀、キリスト、ガンジーを聴くことがすべてであって、他に何一つ要らない。難民キャンプ、牢獄、戦場こそが我々の寺である。そこで我々のなすべきことは余りにも沢山ある。アジアにおいて長年の伝統によって教えられてきた多くの人々にとって、このことは難しく、その変革には時間を要するであろう。現に多くのカンボジア人は、『僧侶は寺に留まるべきである』と私に言っている。確かにこの新しい役割、挑戦にこたえることは多くの人々にとって困難であろう。しかしますます激しく、大きくなっている民衆の苦しみの叫びに、我々僧侶はこたえなければならぬ。我々の寺はつねに我々自身と共にあること、我々一人一人こそ寺であること、それだけをしっかりとおぼえておかなければならぬ。』⁽⁶⁾

これはまさに、我々キリスト者にもそのまま言えることである。我々の教会はつねに我々自身と共にあること、我々一人一人こそ教会であり、苦しんでいる人々の現場に出向いてなすべきことは余りにも沢山ある。このことをしっかりとおぼえておかねばならない。

アジア、世界において今必要なことは、中庸の道である。それはすべての極端を退けてバランスをもたせること、闘い、争いをなくすことを意味する。この道を共に一歩一歩旅すべきであって、これ以外に道はない。それは非暴力の道である。この旅において、我々はすべての民に平和をもたらす仏陀、キリストの心を求め続ける。

今こそ平和の時、あらゆる問題の非暴力的解決を求める時である。仏陀とキリストの心をもって我々は共同体を再建し、一致と理解の平和の橋を築くことができる。すべての歩みは祈りであり、この橋を築くことである。我々のこの旅は、世界のあらゆる宗教とそのリーダーたちと共に歩むもの

である。すべての人のこの歩み、祈りは全世界に平和をもたらす力となる。

今こそ平和を築きあげる時である。愛の武器がすべての人に浸透するように我々は努める。愛の武器とは心の優しさ、共苦であり、これがあらゆる暴力、人権侵害、苦悩を除き去る。

我々は自由、一致、国際的協力の政策が広がるように働く。平和の基礎となる霊的、精神的土台を広げるように努める。平和の術を強化し続けるように努める。このようにして平和の軍隊が全世界に広がるように組織する。

このためには、次の7原則が必要である。

1. 人権、平和のために貢献する人々、文化、宗教的伝統をいっそう強化し、促進する。
2. 非暴力、非武装、中庸の道を推進する。
3. すべての人が自らの運命を自ら決定し、経済、社会、文化的発展を自由に享受する権利を含む基本的人権を獲得し得るよう努める。
4. 非暴力はアジアの歴史、文化、宗教の第一の掟である。
5. この平和のための祈り、旅にすべての人が参加するように招待する。
6. すべての人が和解し、協力し合い、一致する普遍的精神をアジアの諸宗教が促進する。
7. 正しい理解、正しい意志、正しい言葉、正しい行い、正しい生き方、正しい努力、正しい意識、正しい精神統一という「八正道」が平和をもたらす。

知恵と共苦、優しい心、愛というアジアの諸宗教の伝統的遺産が、すべての人を平和的な一致、和解へ導くように、というのが我々の願いである。

(3) 愛

他人の世話をすることは、自分の世話をすることと同じことである。他人を尊敬し、他人に仕える時、それはすべての人のうちに生きる神、仏に仕えていることになる。これが共苦である。他人の苦しみを自分の痛みとして受けとめることである。この共苦の行いを通して、他の生きとし生けるものを守る時、私自身を守ることになる。これは人間にとって幸せな心の

状態であり、人権の根底にあるものである。

この心をもつ時、自分のうちに平和を悟ることができる。その心から溢れ出るものとして家族、共同体、国、世界・・・・自分の周囲のすべてに愛と平和をもたらすことができる。この愛ほどに力強いエネルギーはない。この平和以上に尊いものはない。このようにして「真理と愛は我々をすべてから解き放ち、自由にしてくれる」(ヨハネ8の32)。

III. 人権の内容、意義

今まで、アジアにおける仏教の伝統に基づく人権の価値と基礎を考察してきた。ここではヨーロッパにおけるキリスト教の伝統に基づく人権の内容をまとめることにする。

「人間の尊厳は不可侵であり、これを尊重し、保護することは、すべての国家権力の義務である」。⁽⁷⁾

「人間の尊厳」思想は古いもので、古代ギリシャにまでさかのぼり、旧約聖書でも、人間には他のものとは異なる固有の価値があることが強調されている。⁽⁸⁾人間だけが「神の似姿」(イマーゴ・デイ)⁽⁹⁾であり、この世のすべてのものを支配するものとして造られたということである。新約聖書になると、人間の特有な価値がいつそう明瞭になる。すなわち、罪に堕ちた人間はキリストの死によって救われたということであるが、その教えによれば、人間の価値はキリストの血と同じ価値なのである。このようなキリスト教的意味での「人間の尊厳」という表現は3世紀頃から登場している。その後「人格」(persona)に関連する概念としてとらえられるようになった。

「人間の尊厳」の内容としてはとくに次のことが重要である。人間は、人格として(人格であるがゆえに)尊厳をもつ。すべての人権は、人間の人格として持っている尊厳に基づく。人間にとって最大の価値をもつ「生命」、「自由」を奪っても、その人間の尊厳は奪われない。つまり、「人間の尊厳」は、人間の生物学的な生命、または外面的な自由に内在するものではないということが証明される。

すべての人間は同じように尊厳をもっている。すべての人間は尊厳をもつ人間として平等である。人間は人間としては平等を要求し、個人としては自由を要求する。尊厳をもつのは人間だけであるが、尊重すべきものは

他にも沢山ある。

人権はまさに「人間としての権利」であるから、法律の課題として検討される必要がある。

IV. 人権侵害の現実

(1) アジアにおける人権侵害

アジア諸国に共通する人権の問題としては、次のように要約することができる。

1. 富は少数の富裕者に掌握されており、富の配分が不平等である。
2. 政府は隣国との激しい競争と自国民の犠牲の上に、工業化を推進する政策をとっている。
3. 国の富の大半を享受する少数の人々は政府の政策に多大な影響力をもっている。反面、一般国民は国の政策決定に参加することができない。この内容を今少し詳しく述べてみたい。

アジア各国に共通する基本的問題は、拡大しつつある貧困、貧富のひどい格差とそのいっそうの増大、社会的断層、権威主義的政府、暴力、恐怖、疎外である。

植民地主義と封建主義、欧米の古典的資本主義の導入ゆえに元来バランスの備わっていたアジア社会の伝統的経済構造は崩壊した。アジア諸国の経済は第一に国民の必要を満足させるというよりは、むしろ国外市場にこたえるように仕向けられている。その結果、国内的には、人々の基本的必要——食糧、住居、教育、仕事——ではなく、消費社会の要求に合うように構成されている。

こうした体制の主な受益者は外国市場と投資者、外国の企業および現地のエリートである。犠牲になるのは国民の過半数を占める貧しい人々である。国民がこの苦しい状況を自発的に受け入れるはずがない。それゆえかれらの人権は力づくで侵害されることになる。そこに権威主義的政権、マス・メディアの統制、基本権と言論の自由の否定、人々の自由な組織づくり、結社とそれへの参加の否定が生じる。権力と資源をごく少数者の手に集中することによって、すべての社会の諸制度——教育、住居、保健、職業、法律——が貧しい者に対して不利なものとなる。

現在、アジア諸国民は、19世紀のヨーロッパで利潤を最大にするために

人間、人間的諸価値、人権が非情なやり方で犠牲にされたあの状況にも比べうる状態の中に生きている。先進経済体制のうちで抑制と均衡の制度をほとんど欠いたまま、すでにバランスを失っているアジアの諸体制に自由放任経済を導入することは、それが過去と同様に現在でも同じく有害でありうることは明らかである。

以上述べてきた内容を、別の角度から今少しまとめることとする。

アジア諸国は無理強いされた貧困にうちひしがれ、苦悩している。国民の生活は何世紀も続いた植民地主義と、現代における新植民地主義によって、無視され一方的に犠牲を強いられてきた。都市は土地を追われた貧しい農民によってふくれあがり、悲惨なスラムが至るところにあり、貧困状況は厳しい。

各国内にあるこうした貧富の格差、極端な不平等は、各国の政府と癒着して侵入してくる先進諸国の企業活動という、内的外的圧力のアジアに対する絶えまない支配の結果に他ならない。こうした国際経済秩序、資本主義体制、多国籍企業の支配がもたらす結果は、国民の時間、労力、生活まですべてのものが商品化されるということである。すなわち、ごく少数の持てる者が労働者、農・漁民など生産者に対して、かれらの労働力、技術、頭脳やこれらの維持に必要な物質的利益の価格を決定し、生活の質そのものを左右する。⁽¹⁰⁾

何が生産されるか、それがどのように、どこで生産されるか、誰のために生産されるかはすべて、その国のエリートと軍隊、警察の圧力の暗黙あるいは明白な支持と癒着した多国籍企業、先進国の進出企業の決定によるのである。

人権問題として被害を蒙る国民の状況については、紙面の制約上詳細に述べることはできない。どんな人々が犠牲となるかを述べるにとどめる。それは農・漁民、スラム住民、女性、子供たち、とくにストリート・チルドレン、児童労働者、青少年、少数民族などである。⁽¹¹⁾

(2) 日本が関わる人権侵害

上述したとおり、アジア諸国間では各国の少数者からなる政財界上層部による外交ルートだけで国際関係が進められていく。政府間協力の実態は、アジア各国のエリート・テクノクラートが「開発」、「国家の安全」という大義名分のもとに、軍事力を使って貧困に苦しむ国民、少数民族をかえら

の土地から追い立て、豊かな資源を収奪する。しかも獲得した「資源」と「政治的安定」を日本から来る大企業に恩典として提供する。このようにしてアジアの諸国民の犠牲の上に成り立つ日本企業の海外進出とその繁栄が、実は「開発援助」、「経済協力」の中味なのである。

この外交ルートの連携をいっそう強化するため、アジア各国の軍事力強化が目立つ。日本政府もすきあらば軍備拡張をはかり、国民の核や軍備に対するアレルギーを巧みにすりぬけようと懸命になり、PKOや「改憲」を推し進めようとするのである。

しかも上層部にあっては、日本を含めて各国間に緊密な協力関係が作りあげられる反面、他方では巧妙な情報操作も加わって、一般国民レベルにおいては、双方の間の関係が遠ざけられ、互いに相手国国民の問題が見えなくさせられているのが現状である。

ところで、「アジアにおける人権」というとき、日本を例外として考え、日本を除くアジア諸国のかかえている問題として一般にはとられがちである。しかし、フィリピンの元上院議員、弁護士、故ホセ・ディオクノ氏は人権抑圧の根が、日本にあることを強調して、釜ヶ崎と川崎製鉄について次のように述べている。

「……私は日本に来てアジアの人権抑圧の根、支配一従属の国際経済体制の根がこの国にあることを改めて学んだ。『釜ヶ崎（カマガサキ）』と『川崎（カワサキ）』にその典型を見た。人が人間としてではなく、数としてしか扱われない釜ヶ崎に人権侵害の行きつくところ、終着点を見た。日本の政財界、行政は低賃金労働力確保のために、日雇労働者の諸問題を放置している。さらに海外に低賃金労働力を求めるため、国内には失業による日雇労働者をいっそう増大させている。』⁽¹²⁾

釜ヶ崎（大阪）に限らず、東京の山谷、横浜の寿町、川崎、名古屋等で苦しむ日雇労働者、差別に苦しむ在日韓国・朝鮮人、滞日外国人、被差別部落の人々の問題は、確かに日本国内における大きな人権問題である。しかもこの人権侵害の背後にひそむ「強者の論理」でもって、アジア各国に進出する日本の企業は、その経済活動を通して各国で同じ問題を惹起しているのである。その典型例が今一つの「カワサキ」の問題である。

ディオクノ氏は、人権擁護の連帯の必要性を強調して述べている。「川崎製鉄のミンダナオ島進出に、アジア人権抑圧の典型をみる。……長年ゼン

ソクのため寝たきりで苦しんでいながら、『この苦しみを海を越えた隣人に負わせてはならない。そのくらいなら、すべて我々がひっかぶった方がましだ』と叫ぶ年老いた川崎製鉄公害被害者（原告団の一人、20年後の1992年末、千葉地裁でついに原告団勝訴の際にはすでに死亡）を中心に、ミンダナオ島住民と連帯して『ミンダナオを第二の千葉にするな！』と訴える日本人から、私たちキリスト者は福音を、真の隣人愛を教えられた……。千葉では市の全体が川崎製鉄という大企業に支配されている様子を見た。日本の政府や企業は他の国の民衆を苦しめているばかりではなく、同じ形で日本の国民に犠牲を強いているのを確認した。ここに第三世界と先進諸国の国民同士の間、強力な連帯を必要とする基盤がある。⁽¹³⁾

V. 人権擁護の連帯

日本企業の海外進出がアジア諸国の少数エリートによる軍事強化と人権抑圧を助け、貧しい者をますます貧しくさせ、富める者をますます富ませていく現代、政治、経済、社会いずれの次元においても「力」、「権力」があらゆるものを支配して「人権」を侵害している現代、しかもその力が今や国境をこえて緊密に協力し合っている現代、緊急に必要なことは、発展途上国、先進国を問わず抑圧され、非人間的に扱われている人々同士、そしてかれらと共に人権問題に取り組んでいる人々同士が国境をこえて、草の根レベルにおいて連帯することである。アジア諸国の一般国民の間に密接な協力関係と連帯を強化していくことである。⁽¹⁴⁾

その際に重視されるべき精神的基盤、価値観について述べてこの小論を終えることとする。⁽¹⁵⁾

人権はアジアにおいては共同体に根づき、社会的責任に結びつく。とくに共同体が重要な位置を占める。これについてはのちにまた触れる。人権が尊重されるためには、地域に根ざす民衆の共同体が尊重され、支持され、活用されなければならない。各共同体が愛、正義、知恵に基づいて人権を促進するには、各共同体間、国境を越えた共同体間に強力な連帯とネットワークが必要である。

生きとし生けるものの命がいかに聖なる、尊いものであるかは、アジアの深い宗教的伝統に基づくもので、この伝統が現代の経済偏重の開発を偶像化する勢いに敢然と立ち向かう精神的価値—愛、共苦、正義—を強調す

る。

アジアの諸宗教に基づく伝統的遺産は、命、自然に対する尊重、畏敬に基づいてすべての被造物、環境の保護を強調する。人権、人間の尊厳だけを人間本位に狭くとらえるのではなく、生きとし生けるものすべてを尊重しなければならない。

アジアの伝統に基づく重要な洞察は、仏教をはじめ諸宗教の重んずる次の内容を含む。

- (1) 人間をはじめ、生けるすべての命が尊ばれること。
- (2) 物的なものだけでなく、自分の労力も時間も考えも、自分自身さえも惜しみなく捧げつくすほどの寛大さを培うこと。
- (3) それによって自身をも他者をも搾取するようなことはなくなる。
- (4) このようにして人間のもてる力、才能をフルに生かし、開花発展させ、真の解放、靈性に至る。
- (5) 互いに助け合い、社会的責任を果たすことを通して、はじめて人間は全き人間となる。
- (6) 愛、共苦は仏教、キリスト教において本質的徳である。
- (7) 正義はイスラム教において社会的次元における核であり、治める者と治められる者の間の不可欠の徳である。
- (8) キリスト教の信仰の中枢をなす三位一体の奥義の本質は、神が共同体であり、相互の相異なるペルソナ間の愛、交わり、一致、協力から創造を通して無限の愛が溢れ出るという教えである。

この教えから次の豊かさが生まれる。すなわち、互いの相違を尊重しつつ、人類にとっての一つの大きな目的の達成に向けて、一致、協力し合うことが、現代世界における共同体の意義である。ここに、冒頭に問題提起としてあげた価値転換のダイナミズムがある。

この共同体の本質は、各国、各民族における文化、宗教、歴史、生活様式、慣習の違いを相互に尊重し、認め合う信頼・協力関係の中から生み出され、発展していくものである。ところが現実には、民衆に根ざす共同体が、その国の政府、国家、他国の多国籍企業など、外国勢力によって抑圧されている状況の中にある。

その意味で、アジア各国の、さらには世界の政治・経済体制が人権を著しく暴力的に侵害する状況の中にあって、この共同体の意義を再発見し、発展させていくことが緊急課題である。

VI. 結論

今まで述べてきたアジア各国、世界の状況の中、各共同体、宗教、NGO、国際機関、メディア、さらに個人、グループの間に信頼関係に基づくネットワーク、人と人との交わりを基盤にする連帯を強化し、あらゆる暴力に立ち向かっていかなければならない。

さらに現代の「開発」が各国のごく少数の有力者、金持ち、権力者に有利に働き、大多数の貧しい人々、民衆に犠牲を強いる状況の中、各地域、国家、国際レベルで、民衆主体の今一つの「発展」モデルを実現していかなければならない。今まで述べてきた精神的、靈的価値の尊重、共同体の尊重こそがその核をなすものである。

付記

東西冷戦後、世界各地で部族間闘争の烈しさが増し、人権抑圧がいつそう深刻化する中、人権擁護と世界平和のために、世界の新秩序を打ち立て、紛争を柔らげ、平和を維持し、人道的活動を促進するための大きな役割を果たすのが国連である。その意味で、今まで論じてきたアジアの視座からの人権が、世界的規模で擁護され、促進されるために、国連の平和維持活動を検討してみたい。

1995年1月19、20両日、国連の平和維持活動（PKO）全般を、各国政府や非政府団体（NGO）の役割、国連による紛争処理の将来像などを含めて検証することを目的とする「国連平和維持活動の新局面」東京会議が、国連創設50周年に当り、開催され、その議論に参加する機会を得たので、ここであえて付記として述べる次第である。⁽¹⁶⁾

PKOに対する日本側からの協力、即自衛隊派遣という短絡的考え方には問題がある。紙面の制約上、この問題に立ち入って論じることはできないが、少なくとも自衛隊派遣以外にNGOなど国民からの積極的な貢献の可能性がまずとりあげられなければならない。現に鈴木勝也・総理府国際平和協力本部事務局長が、今後のPKOのあり方について「自衛隊派遣と非政

府組織（NGO）の支援は両立する。相互補完的な関係を考えるべきだ。あらゆる選択肢を活用するというでいいのではないかと述べ、NGOとの連携を探っていく考えを示した。⁽¹⁷⁾

ここで結論として述べたいことは、会議中国連関係者、各国政府代表から明石康・旧ユーゴスラビア国連事務総長特別代表、元カンボジア国連事務総長特別代表、緒方貞子・国連難民高等弁務官、そして小和田恆・国連大使ら三名が、そのすぐれたリーダーシップゆえに実に高い評価を得ているということである。

三名に共通する特徴は、今まで述べてきたアジアの人権思想に基づいたリーダーシップを発揮しているということである。たとえば、明石康氏は報告の結論において、次のように述べている。「カンボジアにおける成功の秘訣は、当事者すべての間にねばり強さ、確固たる決意、柔軟さ、全員による参加的相談と実行、専門家としての献身と常識とがあったからである」と。まさに明石氏自身が、忍耐強さをはじめこれらすべてを備えていたからである。⁽¹⁸⁾

平和維持のために派遣された軍隊、文民警察をはじめ、すべての人が最優先すべきことは、その現地の文化、歴史、宗教、習慣、人々の生活様式を尊重し、現地の人々自身のイニシアティブを重んじることである。我々はかれら自身がなしとげる解決のために、局面的な支援を果たすにすぎないことを肝に銘じておかねばならないとも強調した。⁽¹⁹⁾

緒方貞子氏は報告の結論でこう述べている。「カンボジア、モザンビークのように紛争当事者間に明確な政治目的があり、それが双方に受け入れられている時には、平和維持活動における人道的行動の公正さと中立を維持することはたやすい。ところが、ソマリアのように政治目的が不明で、平和維持も対立、葛藤の只中であって軍事介入がなされる場合には、政治、軍事、人道という各要素間には対立が生じる。あらゆる状況において、人道的組織が厳密に政治的ではなく、中立、公正を堅持することが本質的なことである。人々の保護が最優先ゆえに、これは厳守されなければならない。人道的活動とは単に救済に当るだけでなく、犠牲者の基本的人権と安全を守ることが第一の任務である。こうした人道的活動のための『人道的空間』は、交渉によって得られる。しかし、政治的解決があってはじめて、平和は訪れる。この解決なしには、旧ユーゴスラビア、ソマリア、ルワン

ダのようなことが、今後とも世界のどこにおいても、国内であるいは地域内で起こってしまう。

軍事介入を支持するか拒否するかは、人道的組織のすることではない。協定を遂行するために、人道的組織は軍事介入から距離をおかなければならない。

政治、軍事、人道活動三者間の緊密な相談と調整があらゆる場、あらゆる次元でなされなければならないことは言うまでもない。

平和なしに単なる人道的救援だけでは、その惨事を克服しえないことを、旧ユーゴが示している。

国連の平和維持活動と人道的活動は、最も重要なことである。しかし、平和が到来しなければ、この両者ともが戦争の犠牲者となってしまう。

政治的解決を見出そうとする強固な現実的意思こそが、先決である。紛争の只中であって人道的活動が有効であり、平和に向けての過程を強化する役割を果たすためには、どうしても政治的取り組みが不可欠である。

最後に、今後のさらなる挑戦にそなえて、紛争の犠牲者に対して、我々独自の責任を全うするために、UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）の時宜に適った、効果的な存在を確保するためのパートナーシップを発展させていく努力を、今我々は行なっている。』⁽²⁰⁾

21世紀に向けて、今後とも明石、緒方、小和田各氏につづくより多くの日本人が、国際社会において人間尊重、人権擁護、平和貢献の価値観に基づくすぐれたリーダーシップを発揮することを期待してやまない。

註

1. 「宗教の役割」加藤周一 稿
(朝日新聞 1992年11月20日 夕刊 文化欄)
2. Maha Ghosananda, *Step by Step* (Parallax Press, Berkeley CA.1992)
3. Maha Ghosananda 前掲書 70,71頁
4. Maha Ghosananda 前掲書 27,28頁
5. ちなみに聴くとは、ただ単に耳だけではなく、目と心をもって、さらに十字架を伴ってはじめてできることを、「聴」という漢字は表現している。
6. Maha Ghosananda 前掲書 62,63頁
7. ホセ・ヨンパルト 著 『人間の尊厳と国家の権力』（成文堂、1990年、1頁）
ドイツ連邦共和国基本法（1949年） 第1条第1項

なお、この章はホセ・ヨンパルト師のこの著書と1994年12月7日の本学学内講演会「人権と死刑」（当研究所と学内共同研究「日本社会と人権」共催）の内容に負う。

8. 創世記 1章26節
9. 創世記 9章6節
10. 「アジアにおける教会」FABC（アジア司教協議会連盟）第1回国際神学会議声明（1994年4月）において、次のように述べられている。「アジアにおいては高度工業化が進んでいる。これは経済の地球規模化に強く依存している。ヨーロッパと東アジアの先進諸国からの外資によって、アジア諸国の能力をこえた生産技術導入をもたらした。それは新植民地主義の弊害を増大させている。……この工業化に伴う外資導入、外国企業誘致の支配的役割を果たし、それにより利益を獲得するのは、アジア各国のごく限られた政財界のエリートであり、軍隊と密接につながっている。政財軍の強固な結びつきのもとにあって、一般国民の個人としての、また共同体としての権利は全く抑圧されており、重大な意思決定から国民は排除されている。

『国家安全』、『政治安定』という大義名分のもと、人権は侵害されている。このようにして新しい形の独裁、支配が生み出されている。」（声明9, *Catholic International* Vol.6 No.1, 1994年12月参照。）

11. 「人々は生産工程の単なる歯車となり、非人間化が極端に進んでいる。これとはとくに、女性労働者に著しくみられる。女性の生活、労働そして子供たちの上に、実に大きな犠牲がのしかかっている。経済活動ゆえの被害を最初に蒙るのは女性であり、それからの救済と保護を最後にまわされるのも女性である。」（声明10）
「女性と子供たちが最大の犠牲者であり、女性は新たな形の暴力と文化的差別を強いられている。」（声明12, 前掲書）
12. 「アジア正義と平和」会議, 1979.9.29~10.6日於東京『アジアの声』第12号（1980.1.1）26頁。
13. 註12参照。なお詳細は拙著『世界における日本企業の責任』（六甲出版, 1994年）参照。
14. 「こうした人権侵害の厳しい状況にあって、我々の重要な役割は『共同体間の連帯, 交わり』を樹立し、強化し、拡大することである。」（声明14, 前掲書）
15. 「人権抑圧というこの実態, アジアの人々の苦しみの中において、その解決に向けての共同体間の交わり, 連帯こそ最優先事項である。その源に『貧しい人々を最優先すること（Option for the poor）』がある。」
（声明27, 35, 54, 59；前掲書。ガラタ4の4, ヨハネ1の1, 14, ルカ4の18, 15の2）

16. プログラムは次のようであった。
 - 第1日 基調講演「平和維持:現在および将来の挑戦」
 - セッション1. 「予防的活動」
 2. 「紛争下における人道的緊急事態」
 3. 「平和維持活動における武力行使」
 - 第2日
 4. 「紛争終息後の平和プロセス=カンボジアの教訓」
 5. 「平和プロセスでの非政府機関（NGO）の役割」
 6. 「平和創造と平和維持=旧ユーゴスラビアの教訓」
 7. 「日本の国際平和協力活動」
17. 朝日新聞 1995年1月21日付 朝刊 3面「PKOのあり方論議」
18. 「国連において明石康氏は有名で、希望（明るい石）と健康（康）のシンボルとなっている」と、討論者の一人、李肇星氏・中華人民共和国国連大使は賛辞を述べた。
19. 「紛争当事者双方からどんなに非難されようともよい。自分はずねにボクサーの練習用のサンドバッグの役を果たしているつもりだ。双方が思いきり殴ることによって、少しでもストレスが解消されれば、それでよい」とも明石氏は述べた。
ここに見られるように、謙虚さもまた三名に共通した特徴であり、すぐれたリーダーシップの不可欠の要素であろう。
20. 報告「紛争、難民と人道的活動」が国連難民高等弁務官事務所のエリック・モリス氏によって代読された。

Human Rights in Asia

Keizo Yamada

SUMMARY

The main theme of this article is Asian viewpoint of Human Rights. On the occasion of Jesuit Conference of East Asia on "Human Rights" 26~30 Oct. 1994, I had a chance to prepare a paper for it, and to dialogue with three Buddhist monks from Cambodia, Korea and Thailand during this conference.

I would like to introduce the main points of the article.

- I . Brief discussion of the status questionis.
- II . Value and Basis of Human Rights.
- III . Contents and Meaning of Human Rights.
- IV . The reality of the invasion of Human Rights in Asia as well as Japan.
- V . The necessity of solidarity at the grass-roots level in Asia for purposes of protecting the Human Rights.

In my appendix, I would especially like to mention that the solid principles of the Human Rights as described above could be applied to the world governance of the United Nationstomorrow.

〈寄稿〉

日本における人権の実現状況 ——国連規約委員会のコメントを中心に——

ビセンテ・M・ボネット
(上智大学文学部人間学研究室教授)

「この規約の締約国は、(a)当該締約国についてこの規約が効力を生ずる時から一年以内に、(b)その後は(人権)委員会が要請するときに、この規約において認められる権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を提出することを約束する。」

『市民的及び政治的権利に関する国際規約』の第四〇条において、締約国は上記の義務を果たすよう定められています。1979年にこの規約を批准した日本政府は、その規定に従って、1980年10月24日に第一回の政府報告書を提出しました。そしてこの報告書は、「規約人権委員会」の会議(1981年10月20・22日)で検討されました。

1987年12月24日に提出した第二回の報告書は、同委員会の1988年7月20日～22日の会議で検討されました。

そして1991年12月16日に第三回の定期報告書を提出して、これは、同委員会の1993年10月27日～28日の会議で検討されたのです。

「規約人権委員会」は、1993年11月4日の会合において、日本の報告書に関するコメントを採択しました。ここで委員会のコメントを紹介すると共に、日本政府に提起されている問題を考察したいと思います⁽¹⁾。

日本政府の称賛

委員会のコメントは日本政府の報告書への称賛で始まります。それはまず、日本政府は委員会のガイドラインに従って報告書を作成し、定時に提出したことを挙げています。そして委員会が特に高く評価しているのは、報告書の審査の際、日本政府の人権擁護に関する多くの専門家による代表団の参加です。それは、専門家による報告書の明確な説明と委員会からの質問に対しての包括的な回答が得られ、委員会と代表団の間に実りある対話ができただからです⁽²⁾。

更に委員会は、日本政府が今回の報告書を広く公表したことも高く評価しています。それによって、多くのNGO(非政府組織)が報告書の内容を知

ることができ、その内容に対する自らの懸念事項を表明しました。また、いくつかの NGO のメンバーは委員会による報告書の審査の際に参加した点も含めています⁽³⁾。

委員会は本心から日本政府の対応を称賛しているでしょう。しかし、他の様々な情報と読み合わせるなら、次のことも言えると思います。

報告書を、委員会のガイドラインに沿って整え定時に提出することは、自由権規約を批准した国として当然の義務です。それを称賛することは、逆に『子ども扱い』したような印象を受けます。政府が報告書を広く公表したことに関しては、民主主義国家である以上、当然のことと思います。そして、日本政府が NGO の参加を認めたのは、それを積極的に求めたというよりは、NGO による努力の結果だと思われます。

更に、様々な分野の専門家を代表団として派遣することは、予算がゆるさない国であればできないでしょう。そして裏をかえせば、日本に人権擁護に関する問題があるために、色々と説明(政府の弁護?)したり、委員会の質問に答えたりする専門家が必要だったということではないでしょうか。

規約の実施にあたり、日本政府が直面している困難

第一回の報告書(1980年)において日本政府は、「本規約の各条に規定されている権利は日本国憲法及びこれを実施する法令により既に十分に保障されており、これらの法規に基づく行政上の保障措置も適切に実施されている」と、全く問題がないかのように断言していました⁽⁴⁾。

しかし、今回の報告書(第三回)に対する規約人権委員会のコメントから、問題があることが窺えます。そのコメントとは、委員会は日本政府が規約の実施をするための措置をとろうとするとき、困難に直面する場合もあることを承知している、というものです。困難の原因として、委員会は次の社会的要素を挙げています。『男女のそれぞれの役割に関する伝統的な概念』、『個人とそのグループとの独特な関係』、そして『住民の同質性から生まれる独自性』というものです⁽⁵⁾。

つまり、日本政府がまず規約の実施に関して困難な場合もあることを明文化するというのは、実施がまだ十分ではないことを自ら認めているということですが。しかし同時に、その困難の原因がいくつかの社会的要素のう

えにあるとし、その要素に対する自らの責任を認めようとしない言い逃れの姿勢も見えかくれしていると思われます。

男女の役割の相違に関する社会一般の考え方には、伝統的な概念の影響が全くないとは言えないでしょう。しかし、学校教育のあり方、また職場における男女それぞれに対する企業の扱い方の違いなどが、その感覚の促進に大きな影響を及ぼしていることも否定できないはずです。その影響に対する文部省や労働省などの責任も見逃したくありません。

『個人と個人が属するグループとの独特な関係』に関しても、文部省が勧めている教育方法が問われるべきではないでしょうか。個人よりは、属するグループが優先される感覚は、学校、職場、地域、政界、経済界など、あらゆる場において促進されているのです。これも、政府と全く無縁の社会的要素であるとは言い難いものでしょう。

『住民の同質性によって生まれる独自性』も社会的要素にされています。しかしその『同質性』の感覚は、どうしてあるのか、どのように生まれ、あるいは作られたのか、ということが問われていないのです。日本の住民には、アイヌ民族の人々(516万人)、朝鮮人(15万人以上?)、琉球人(124万人)、そして「和人」と呼ばれている人々がいます。この「和人」も多くの民族からなったグループである、と民族学研究の結果として言われています。にも関わらず、1986年に中曽根元首相は、非現実的、非科学的に、「日本は単一民族である」という発言をしました。それが、非現実的、非科学的な発言でありながらも、日本社会に根深く浸透してしまったことに対して政府の責任がなく、社会的要素にしてしまっても良いのでしょうか。

日本政府への称賛(?)が続きます

規約人権委員会は次に(短い文書ですが)、規約上の義務を果たすための日本政府の努力を認めていることを表明しています。その内容は五点にまとめられると思います。

- 一、日本政府は市民的及び政治的権利に関する問題点に真剣に取り組んでいる⁽⁶⁾
- 一、日本における人権に関する状況は、1988年の第二回定期報告書審査の時より良くなった
- 一、日本国内において、大概の人権が尊重されている⁽⁷⁾

- 一、国際レベルにおいて、日本は積極的に人権の促進に助力している
- 一、そして、日本社会において「規約」の規定が知られているということです(これは、日本政府の第三回定期報告書の審査にあたり、多くの NGO が関心を表明したことによって確認されたこと、委員会がコメントしています)⁽⁹⁾。

確かに日本社会において、人権に関する住民の認識、社会・法的状況が、1988 年から全く改善されていないとは言えないでしょう。しかしその一部の改善は、政府の自らの積極的な努力というよりは、人権問題に関わっている NGO のメンバーによる並ならぬ労力の結果であると言っても過言ではないと思います。政府関係者、行政担当者が人権に関する問題にもう少し慎重に取り組むようになったのも、NGO からの度重なる働きかけ、抗議行動などによるものです。これを体験的にも最も知っているはずなのは、その NGO のメンバー自身です。

規約人権委員会が表明していることに関して、もう一つ理解し難いところがあります。それは、国際レベルにおいて日本が人権促進のために積極的に助力しているという点です。インドネシア、ビルマ、マレーシア、中国、フィリピンなど、人権がなかなか尊重されていない多くの国々に対する日本の態度は、人権促進のために助力的であるとはどうしても思えないのです。委員会のコメントの裏付けがあるのかという疑問が残ります。

委員会の主な懸念事項

規約と憲法・国内法との対立について

委員会は、懸念している具体的な問題を挙げる前に、もっと根本的で、日本政府の基本的姿勢に探りのメスを入れています。それは、日本国憲法には、規約の規定が十分に包含されていないのではないかと、また、国内法と規約の規定が対立した場合、前者の方が優先するのではないかとということです。更に、憲法の第一二条及び第一三条で唱えている「公共の福祉」による制約は、具体的な状況において規約の規定に合う形で適用されるのかどうかははっきり分からないことも、もうひとつの懸念事項です⁽⁹⁾。

憲法の第一二条には、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用

する責任を負う」と書いてあります。また第一三条には、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」とあります。

この「公共の福祉」は、官僚による「指導」や「伝達」、行政の具体的決定、そして裁判の判決の根拠として数多く使われています。しかし、「公共の福祉」とは何かを明確にしていなかったために、ただ単に住民の権利を制約するための魔法の呪文のように聴こえてきます。規約人権委員会が懸念しているのはこういう点ではないかと思えます。

特定の住民集団に対する差別的行為

具体的な懸念事項として委員会が第一に挙げているのは、韓国・朝鮮人永住者、非差別部落社会のメンバー、アイヌ少数民族の人々などに対する差別的な慣行です。その例として次の二点が直接に指摘されています。一つは、外国人は、永住資格を有していても証明書(外国人登録証)を常時携帯しなければならない、という刑事法上の義務のことです。日本国籍を有する人にそのような義務はありません。委員会は、これが規約と矛盾していると言っています。二つ目は、旧日本軍に従軍したにも関わらず、韓国・朝鮮及び台湾出身者が、日本国籍を有していないことを理由に、年金において差別されているということです⁽¹⁰⁾。

「外国人登録法」の第一三条第一項には、「外国人は、市町村の長が交付し、又は返還する登録証明書を受領し、常にこれを携帯していなければならない」とあり、その第二項で、「外国人は、入国審査官、入国警備官(入管法に定める入国警備官をいう)、警察官、海上保安官その他法務省令で定める国又は地方公共団体の職員がその職務の執行に当たり登録証明書の提示を求めた場合には、これを提示しなければならない」とあります。そしてそれに違反した場合、第一八条の第一項に「…一年以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金に処する」と定められているのです。多くの外国人はこの証明書を、「犬の首輪」と呼んでいるのも不思議ではないでしょう。

日本国籍を有する人には、これに当たるような義務、またその義務を怠った場合の刑事法上の罰則はありません。

規約人権委員会は、旧日本軍に従軍した韓国・朝鮮、台湾出身者に対する年金における差別をも指摘しています。それは、戦争犠牲者援護立法が度々改正され、その適用範囲も拡大されましたが、いずれにも「国籍条項」が設けられ、その対象を「日本国民」に限定し、「旧植民地出身者は、すべて除外されている」からです⁽¹¹⁾。

女性に対する差別

女性に対する差別的慣行が事実上様々な形であると認識しながら、委員会が特に指摘しているのは雇用の報酬についてのものです⁽¹²⁾。

国連開発計画が発表している『人間開発報告書 1994』のデータによると、日本の労働力における女性の割合は男性に対して69% (1992年)で、段々と高くなっています。しかし、男女間の賃金格差は、男性を100にした場合、女性は51に過ぎません(1990—92年)。これは、工業先進国の中では最も大きな格差であり⁽¹³⁾、そのために委員会が具体的に指摘したと思われます。

その他、雇用における女性に対する差別的な慣行が、事実上多くあることは十分知られているでしょう。たとえば就職する時(公にされていなくても、「男性に限る」、または「男性優先」という慣行)、任せられるあるいは任せてもらえない仕事の内容の違い、昇格に関する差別、結婚する時、または出産すると仕事を辞めざるを得ないなどが挙げられます。

委員会は、日本の当局がそのような差別的な慣行を禁止するために法的措置を講じていることと、機会均等を促進する計画があることを知っていると述べています。ということは、差別的な慣行に対して日本政府代表団の説明があったから知ったということでしょう。委員会は同時に、法令の制定と、事実上の行動の間にギャップがあるように思われるとも指摘しています。

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」の第一条において、この法律の目的は次のように定められています。「この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するとともに、女子労働者について、職業能力の開発及び向上、再就職の援助並びに職業生活と家庭生活との調和を図る等の措置を推進し、もって女子労働者の福祉の増進と地位の向上を図ることを目的とす

る」。

以上の目的のために、「事業主の講ずる措置等」についていくつかの規定が定められていますが、これらの規定に反する事業主に対して罰則がありません。このことから、規約人権委員会が指摘している、法令の制定と事実上の行動の間のギャップが生まれていると思われます⁽¹⁴⁾。

雇用問題に関して、委員会は更に、労働組合活動に対する差別的な行動を取り上げ、彼らの訴えに対する決定までの手続きが非常に長引いていることを指摘しています。

婚外子に対する差別

次の懸念事項は婚外子への差別的法規に関するものです⁽¹⁵⁾。

規約の第一七条第一項には、「何人も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない」とあり、その第二項では、「すべての者は、一の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する」と定められています。また、第二四条では、「すべての児童は、…国民的若しくは社会的出身、財産又は出生によるいかなる差別もなしに、未成年者としての地位に必要とされる保護の措置であって家族、社会及び国による措置についての権利」、「出生の後直ちに登録され、かつ、氏名を有する」権利と、「国籍を取得する権利」が定められています。

委員会は具体的に、日本における出生届と戸籍に関する法規と慣行が、以上の二つの条に反していることを明確にしています。そして、婚外子の相続権に関する法規⁽¹⁶⁾は差別的であり、法の前の平等を定めている規約の二六条と矛盾していることも、指摘しています。

死刑に関する懸念

死刑に関する委員会の懸念は、日本の死刑制度そのものと、その運用に対するものです⁽¹⁷⁾。死刑制度そのものに対して委員会は、規約の規定が死刑の廃止を資していること、そしてまだ廃止していない国は最も重大な犯罪のみに適用する義務があることを想起しています(第七条)。そして、日本の刑法上、死刑が適用され得る犯罪の数とその性質に関して当惑していると表明しています。

世界では、死刑を全面的に廃止している国、通常犯罪についてのみ廃止している国、そして十年以上執行はなく事実上廃止した国を合わせると 83 カ国あります。また国連においては、1989 年に「死刑廃止のための市民的及び政治的権利に関する国際規約についての第二選択議定書」が採択されましたが、日本政府がそれに反対投票をし批准していません。日本で死刑執行件数が減ってきたとはいえ、無くなってはいません。そして、死刑が適用され得る犯罪の数とその性質に関して最近の傾向としては、複数の人の殺害、強盗殺人、強盗強姦殺人、誘拐殺人や爆発物による殺人に集中しているようですが、未だに 17 もの犯罪の種類に適用され得るのです。

死刑を存続させている理由として日本政府は、世論調査に現れている国民の意見や、国民の感情などを挙げていますが、調査の仕方(質問の仕方)に対する疑問もあり、その信憑性が疑われます。そして、人の生死に関わる決定を弁明するために国民の感情をひとつの理由にすることは、法治国家として未熟ではないかと思われま⁽¹⁸⁾。

死刑制度の運用に関しても多くの問題点が指摘されています。日本政府はその問題に関して答申しましたが、委員会の全面的な納得は得られなかったようです。コメントにおいて具体的に懸念しているのは、被拘禁者の面会や通信に対する不当な制限と、家族に処刑を通知しないことです。これらが、規約の規定と相いれないと明確に著しています⁽¹⁹⁾。

裁判前の拘禁制度や代用監獄制度について

規約の第九条第三項には、「刑事上の罪に問われて逮捕され又は抑留された者は、裁判官又は司法権を行使することが法律によって認められている他の官憲の面前に速やかに連れて行かれるものとし、妥当な期間内に裁判を受ける権利又は釈放される権利を有する」とあります。第十条では、「自由を奪われたすべての者は、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して、取り扱われる」ということが定められています。そして、第一四条において、「公正な裁判を受ける権利」が守られるよういくつかの具体的な権利が決められているのです。

委員会は、以上の三条で定められている保障が、日本では十分に守られていないことに対して懸念を現しています。そして、具体的に次のことを指摘しています⁽²⁰⁾。

- 一、裁判前の拘禁は、捜査のために必要な場合以外にも行われている、
- 一、拘禁は、速やかにかつ実行的に司法権に渡さず、警察の支配下に置いている、
- 一、取り調べはほとんどの場合、被拘禁者の弁護人の立ち会いの下で行われていない、
- 一、取り調べの時間の長さを制限する規定がない、
- 一、代用監獄制度が警察とは分離された権限者の下に置かれていない、
- 一、そして被告人の弁護人は、弁護の準備のために必要な、警察に記録されているすべての資料を手に入れるのは難しいということです。

日本の「代用監獄制度」に対する国連人権委員会からの懸念と改正を求める勧告が、数年前から繰り返されているのです。最も新しいものは、世界における人権侵害に関する国連人権委員会の特別調査官が提出した報告書です。今年の2月に公になったこの報告書において日本は、代用監獄制度によって容疑者の権利を侵害している国として9年振りに登場しています⁽²¹⁾。

表現の自由に対する制約

委員会は、表現の自由が法律や判決において制約的に取り扱われることがあると思われると言い、これが遺憾であると表明しています⁽²²⁾。

規約の第一九条の第二項では、「すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む」と定められています。第三項において、この権利に対する「一定の制限を課することができる」と認めていますが、委員会は、日本における制限がその限度を超えていると指摘しています。

少数者についての考えと在日韓国・朝鮮人

規約の第二七条には、少数民族の権利について次のように定めています。「種族的、宗教的又は言語的少数民族が存在する国において、当該少数民族に属する者は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されな

い。』

この規定によると、少数民族の概念はその国の国籍者に限定されていません。しかし日本政府の考えにおいては、在日韓国・朝鮮人が少数民族の概念から除外されています。これは、規約上正当化できるものではないものとして、委員会が懸念しているもうひとつの事項です⁽²³⁾。

外国人として登録している韓国・朝鮮人(在日韓国・朝鮮人)は69万人以上です。そして、1952年から1991年まで日本への帰化が認められた韓国・朝鮮人は16万人以上いるのです。帰化が認められたこの人々とその子ども、日本人との国際結婚から生まれた子どもを合わせると、日本国籍を有する韓国・朝鮮人の数は20万人を超えているはずです。この人々の民族(マイノリティ)としての権利が法的に保障されていない実態は、なかなか理解できないものです⁽²⁴⁾。

提言と勧告

規約を批准した国としての日本がその規約の理念と規定に更に適合するよう、委員会は、今まで紹介した懸念事項を基にしていくつかの措置を勧めています。「締約国になること」は全体的なものとして、後に述べるものは具体的実態に対してです。

締約国になること

まず委員会は、日本が次のものの締約国になることを勧告しています⁽²⁵⁾。

- 一、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の二つの「選択議定書」⁽²⁶⁾、
- 一、「拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰を禁止する条約」。

自由人権規約が実際に実施されるよう、「自由権規約第一選択議定書」において「個人通報制度」が設けられています。この制度によって、加盟国が規約に定められている人権を侵害している場合、被害者個人はその事実を「規約人権委員会」に通報する権利が認められ、そして同委員会にはその事態を審査検討する権限が公に与えられています⁽²⁷⁾。

日本はまだこの議定書に加入していないので、被害者は個人として国際

レベルの機関に、公に通報することが認められていません。

法律の改正

委員会は、懸念事項において挙げている第二四条と第二六条に加えて、ここで第二条と第三条を持ち出しています。第二条の第二項において規約は、「…各締約国は、立法措置その他の措置がまだとられていない場合には、この規約において認められる権利を実現するために必要な立法措置その他の措置をとるため、自国の憲法上の手続き及びこの規約の規定に従って必要な行動をとることを約束する」と定めています。

そして第三条には、「この規約の締約国は、この規約に定めるすべての市民的及び政治的権利の享有について男女に同等の権利を確保することを約束する」とあります。

これに基づいて委員会は次のことを勧告しています⁽²⁸⁾。

- 一、婚外子に関する差別的な規定を排除するための日本の法律の改正、
- 一、日本にまだ存続するすべての差別的な法律と慣行の撤廃、
- 一、これらに関して、世論に影響を及ぼすよう努力すること。

死刑制度と被拘禁者に対する取り扱いについて

委員会は更に次のことを勧告しました⁽²⁹⁾。

- 一、死刑廃止にむけて必要な措置を講じること、
- 一、廃止になるまで、死刑は最も重大な犯罪に制限すること、
- 一、死刑確定者の処遇を見直すこと、
- 一、被拘禁者に対するあらゆる不当な取り扱いを防止する措置を更に改善すること。

公判前の処置などについて

最後に委員会は、前に引用した規約の第九条、第十条と第十四条の完全な適用を保障するために、次のことを勧告しています⁽³⁰⁾。

- 一、公判前の処遇と代用監獄制度の運用が、規約のすべての規定と矛盾しないように改めること、
- 一、そして特に、弁護の準備のための便宜に関するすべての保障を遵守すること。

前にも述べましたが、警察の留置所を拘置所がわりに使う「代用監獄」制度の改善を、国連関係の機関から度々求められています。それにも関わらず、法務省は「代用監獄」制度の存続が含まれている「拘禁二法案」(「刑事施設法案」と「留置施設法案」)を、そのまま国会に提出しようとしています⁽³¹⁾。法務省は国連の勧告を知らないのか、無視しているのか分かりませんが、どちらにしても理解に苦しむことです。

おわりに

規約人権委員会は、日本政府の定期報告書に対するコメントと、日本の法律や様々な慣行に対する勧告を通して、政府だけではなく、日本社会(日本住民一人一人)にも強く呼び掛けています。

しかし現状を観察すればする程、それで安心できるものではないことに気付くのです。日本政府は、委員会のコメントと勧告に従って動いてくれるのでしょうか。日本の住民に人権の感覚が益々浸透するよう、世論に影響を及ぼしてくれるのでしょうか。実際に日本はこの規約を批准してから15年以上経ちました。その中で、政府、官僚、行政などのレベルにおいて人権に関する感覚と行動が全く変わっていないと言えないにしても、それ程敏感となった訳ではありません。そして変わった点を見るなら、内側からの変化によるものというより、外側の国連、人権に関わっている団体などの働きかけと圧力によるものであったという印象が非常に強いのです。「外国人登録法」の改正(「改悪」とも言われる)、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」などはその例として挙げられると思います。

更に、日本には、規約人権委員会が今回のコメントと勧告で取り扱っていない問題が数多くあるのです。子どもに対する虐待(性的虐待を含めて)や体罰、心身障害者に対する差別的な扱い、外国人労働者(特に労働許可のない人)に対する非人間的な待遇、被難民の受け入れとその後の処遇などは、度々訴えられるもののほんの一部に過ぎません。

日本社会にとって、一人一人の人間が人間として扱われ、人間としての当然の権利が十分に保障されるよう、人権の問題に関わっている団体だけではなく、住民としてのすべての人の認識と積極的な働きかけが必要であると思います。

註

- (1) 国連規約人権委員会、「規約第四〇条に基づき締約国より提出された報告書の審査。規約委員会のコメント」(日本語訳, JCLU, Japan Civil Liberties Union, 自由人権協会)
- (2) 規約委員会のコメント, 第二番
- (3) 同, 第三番
- (4) JCLU(自由人権協会)編,『国際人権規約と日本の人権』,明石書店,1993年,9~10頁参照。
- (5) 規約委員会のコメント, 第四番
- (6) 同, 第五番
- (7) 同, 第六番
- (8) 同, 第七番
- (9) 同, 第八番
- (10) 同, 第九番
- (11) 田中宏著,『在日外国人』,岩波新書,1995年,104~114頁参照。
- (12) コメント, 第十番
- (13) 国連開発計画, *Human Development Report 1994*, 1901頁参照。
- (14) 小幡順子著,『現代社会における女性の人権』,ピセンテ・M・ボネット他,『現代社会と人権』,新幹社,1992年,45~75頁参照。
- (15) コメント, 第一一番
- (16) 民法第900条の4
- (17) コメント, 第一二番
- (18) 団藤重光著,『死刑廃止論』,有斐閣,1992年。「死刑容認論が74%」,『朝日新聞』,1994年11月27日参照。
- (19) 「『容認世論』直後の死刑」,『朝日新聞』,1994年12月2日参照。
- (20) コメント, 第一三番
- (21) “U.N. report slams violations of rights”, *Japan Times*, 1995年2月19日参照。
- (22) コメント, 第一四番
- (23) 同, 第一五番
- (24) 在日韓国人問題研究所,『Raik 通信』第31号,1993年7月31日発行,3~8頁参照。
- (25) コメント, 第16番
- (26) 「市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書(自由権規約第一選択議

定書)」、「死刑の廃止を目指す，市民的及び政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書(自由権規約第二選択議定書)」

- (27) 田畑茂二郎他編，『国際人権条約・宣言集』，東信堂，1994年，27～28頁
- (28) 同，第一七番
- (29) 同，第一八番
- (30) 同，第一九番
- (31) 「拘禁二法案の提出」，『朝日新聞』，1995年2月3日参照。

Human Rights' Present Situation in Japan — From the Comments of the U.N. Human Rights Committee —

Vicente M. Bonet

SUMMARY

In February 1991, to fulfill its obligation under Article 40 of the Covenant on Civil and Political Rights, Japan submitted to the U.N. Human Rights Committee its third periodic report on the country's actual implementation of the same Covenant. The Committee, after considering this report in October 1993, adopted several comments. The present article considers the questions raised by those comments.

After commending the Japanese Government for the report, the presence of experts, and of representatives of several non-governmental organizations, the Committee notes the difficulties experienced by the same Government in implementing the Covenant. It also notes some positive aspects and improvements in the human rights situation in Japan. Then it points out the principal subjects of concern, and makes several suggestions and recommendations.

Principal Subjects of Concern

• In case of conflict between the Covenant and domestic legislation, will the former prevail over the latter?

The "public welfare" limitation of articles 12 and 13 of the Constitution will be applied in conformity with the Covenant?

• Discriminatory practices against social groups (Korean permanent residents, members of Buraku communities, persons of the Ainu minority, etc.).

The requirement that under penal law alien permanent residents must carry documentation at all times.

Discrimination in respect to their pensions towards persons of Korean and Taiwanese origin, who served in the Japanese army but do not have Japanese nationality.

- Discriminatory practices against women, with regard to remuneration in employment, etc.

Recourse for settlement of claims of discrimination against trade-union activists is very protracted.

- Discriminatory legal provisions concerning children born out of wedlock. Provisions and practices regarding their birth registration forms and their family register, discrimination in their right to inherit are not consistent with the Covenant.

- Number and nature of crimes punishable by the death penalty under the Japanese penal code.

The conditions of detainees, undue restrictions on visits and correspondence, and the failure of notification of executions to the family.

- The pre-trial detention system. Most of the time interrogation does not take place in the presence of the detainee's counsel. Rules to regulate the length of interrogation do not exist.

The substitute prison system (Daiyo Kangoku) is not under control of an authority separate from the police.

The legal representatives of the defendant do not have access to all relevant material in the police record.

- Restrictive approach in certain laws and decisions regarding the right to freedom of expression.

- The exclusion of Koreans from the Government's concept of minorities.

Suggestions and Recommendations

- That Japan becomes a party to both Optional Protocols to the Covenant on Civil and Political Rights, and to the Convention against Torture and other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment.

- That the Japanese legislation concerning children born out of wedlock be amended to bring it in line with the provisions of the Covenant.

- That Japan takes measures towards the abolition of the death penalty. That in the meantime that penalty be limited to the most serious crimes. That the conditions of death row detainees, and the preventive measures against any kind of ill-treatment of detainees be improved.

- That pre-trial procedures, and the operation of the substitute prison system

(Daiyo Kangoku) be made compatible with all requirements of the Covenant. That all the guarantees relating to the facilities for the preparation of the defence be observed.

日本の植民地化の立法過程 —枢密院を中心として—*

三谷 太一郎
(東京大学法学部教授)

ただいまご紹介をいただきました三谷でございます。事前にお手元に配付してあるかと存じますが、「日本の植民地化の立法過程—枢密院を中心として—」という題目で、3枚の簡単なレジюмеをつけてございますので、だいたいその順序に沿ってお話を申し上げたいと思います。

I 日露戦争後の朝鮮及び関東州租借地の統治体制の 決定過程における枢密院

レジюмеの最初に書きましたように、日本の植民地統治体制の基本的な法的枠組というのは、帝国議会の関与を経ることなく、もっぱら政府や軍部のイニシアティブによって制定、または改正されました。しかし、政府や軍部の他に、いわば帝国議会が本来果たすべき役割を代替する形でこれらの植民地化立法に関与し、その内容および方向に少なからぬ影響を及ぼした国家機関として、天皇の最高諮問機関としての枢密院というものがあります。そして日本の植民地化立法、これは一言で植民地化立法と叫びましても、実は中央政府あるいは軍部のイニシアティブで作られたものと、それからもう一つは、いわば現地立法、つまり現地の朝鮮総督なり、あるいは台湾総督なりの名において立法された、本来は法律を要すべき事項についての、いわば総督立法、総督の命令というかたちでの現地立法という

*本稿は、1994年12月9日～10日、国際基督教大学で開催された第14回国際シンポジウム「日本の植民地支配とその責任—後の世代につたえるもの—」(主催:本研究所、国際基督教大学社会科学研究所)の基調報告である。なお、同シンポジウムの全録は、改めて国際基督教大学社会科学研究所『社会科学ジャーナル』に所収される予定である。

ものがあるわけでごさいます、朝鮮ではこれは制令であるとか、あるいは台湾ですと律令であると、そういうかたちのものがたくさんあるわけです。それが植民地化立法の場合非常に重要であるわけでごさいます、後にも出ますように、台湾・朝鮮両総督に場合には、包括的、一般的な委任立法権というものを与えられておさいます、従ってこの現地立法というのは非常に重要なのでありますが、一応それは本日のテーマとはいたしませんで、もっぱら中央政府の立法、勅令という形をとった中央政府の立法、たとえば朝鮮・台湾両総督府の官制であるとか、あるいは関東州租借地を対象とした関東都督府官制であるとか、そういったものに着目して、しかもそれらの立法過程における枢密院の役割というものに焦点を絞らしてお話を致したいというふうにおさっているわけでごさいます。

そこでまず最初に、日露戦争後の朝鮮、及び関東州租借地の統治体制の決定過程における枢密院、これは具体的には現在東京大学出版会から、『枢密院会議議事録』というものが出版されておさいます、これは明治・大正期を終わって昭和のほぼ8年ごろまで出ていたと思さいます、だいたいそれを資料としてお話を申し上げたいというふうにおさいます。

まず、1905年の12月20日、既にその3日前に調印された第2次日韓協約というものに基づきまして、統監府および理事庁の官制案が枢密院に諮詢されました。この段階ではすでに初代の統監として当時枢密院の議長を務めておさいました伊藤博文が韓国の外交権を管理することが予定されていたわけであります。そして伊藤は本会議の冒頭で、この統監府および理事庁官制案というものは伊藤自身の意見にもとづいて、内閣および陸海軍当局者との協議のうえで起草されたものである。非常に緊急を要するもので、即決をわずらわしたいと訴えたわけであります。そして都筑書記官長も、この官制案というものが起草の段階で枢密院当局の事実上の審査を受けているということを指摘致しまして、即決の必要を訴えたわけです。

要するに伊藤は、当時枢密院議長でありながら、日露戦争中から韓国に対する政策のイニシアティブを取っておさいましたために、枢密院当局は日露戦争後の対韓政策の基本的な枠組の決定について、事実上深く関与していったわけです。この統監府および理事庁官制案についての枢密院の審議において注目されますのは、統監は韓国の外交権の管理に当たるということはすでに立法に盛り込まれているわけですが、同時に実はこの官制案の中

では明示的には書かれていなかった韓国内政の監督にもあたるということが、すくなくともこの段階で、枢密院のレベルでは日本側の暗黙の了解になっていたということであります。伊藤は韓国内政と統監との関係にふれまして、韓国の皇帝や大臣等は内政に関与せずという、そういう一条をぜひ加えてほしいという請求が実はあったのだけれども、絶対にこの条項は加えることはできないとあって、これを拒否したということ、枢密院会議での席上で言っているわけです。

そして実はその官制案の第3条第1項というのに、「統監は韓国の施政事務にして外国人に関係あるものを監督す」とあるのでありますが、それについて、枢密院の議論の過程で質問がありまして、韓国の施政義務という範囲はどうなるのか、これは内政を含むようであるがどうかと質問されたのに対しまして、伊藤は、この点については説明しないことにしたい、これは「大政略」を含んでいると答えています。官制案第3条第1項の「施政事務」というものが単に外交権の管理ということに限られない、内政を含む広い意味であるということ、伊藤は強調しているわけです。

さらに注目すべきことは、伊藤博文は言うまでもなく文官であります、そして文官であるところの伊藤の統監就任が既定の事実になっていたわけですが、それにもかかわらず、実はこの官制案の第4条というものをみますと、統監には日本の韓国守備軍、朝鮮半島に駐屯する日本軍隊の司令官に対して、兵力の使用を命令する権限が付与されています。要するに、文官に軍隊統率権を認めるという規定がこれに入っています。これはまったく前例のないもので、言うまでもなくこれは「統帥権の独立」の観念に正面から抵触する意味を持っていたわけです。実はこの官制案が作成される過程では、韓国統監の予定者である伊藤博文と陸海軍当局とのあいだで、共に存在理由をかけた厳しい交渉が行われています。伊藤はこの点について、枢密院本会議の席上で、「軍隊に関し、文官が指揮するは至難のことにて、今日までこの解決つかざりし。本官が任を奉ずるに付き、守備軍の司令官が命令を聞くこととなりたり。」というふうに言っているのです。この伊藤の説明によると、要するに文官一般、シヴィリアン一般ではなくて、元老第一の地位を占める伊藤に対して軍隊統率権が認められるということであって、それはいわば一身専属的なものであるというふうに言っているわけです。

しかし、いかに元老とはいいましても、シヴィリアンに軍隊統率権が認められるということは、軍部にとりましてはやはり非常に大きな問題であったわけです。将来「統帥権の独立」を非実質化する危険というものをやらせていたわけです。そこで軍部は、ここでできあがる朝鮮の先例が、他の植民地に及ぶということを極力阻止しようと努めました。その現れが、この翌年、1906年の7月、枢密院に提出された関東都督府の官制案です。これは要するに関東州租借地の行政及び南満州鉄道附属地の防衛に任ずる関東都督に、陸軍大将もしくは中将をあてようとするものでありまして、韓国統監と同じようにこの関東都督にも、文武両面を管轄する権限を付与するという事になっているわけですが、これは韓国統監とは異なっており、文官の任用を排除するというものであります。

この関東都督の武官制に対しましては、枢密院の顧問官の中に非常に異議があったのでありまして、都督を武官に限るということをご明示するのはどうであろうか。これにはアメリカからもイギリスからも異論が予想される。陸軍の将官をもって関東都督に当てるということをご正式に条文に明記するのは、日本にとって不利益であるというような、議論もありました。

当時の陸軍大臣であった寺内正毅は、満州の治安上及びロシアとの関係上、関東都督は軍隊統率権をもつ必要がある。そして関東都督が軍隊統率権をもって行動するためには、武官でなければならないということをご主張致しまして、朝鮮の文官統監の先例にはまったく言及しなかつた。つまり、寺内陸軍大臣としては、あくまでも軍隊統率権をもつ文官統監というものは例外である。先例として他に及ぼすべきものではないということをご表明したということになると思ひます。

こうして陸軍は希望どおり、まず関東都督の陸軍将官制というものを實現致しまして、ともかく「統帥権の独立」を回復するための橋頭堡を築いたということになります。そして、統監府および理事庁官制が公布された5年後に、韓国は日本に併合されまして、最後の統監であった陸軍大将寺内正毅を初代総督とする日本の朝鮮統治が始まるわけです。それを機会に、時の第二次桂内閣は、武官総督制を導入することによって、かつて朝鮮で認められた文官統監の軍隊統率権を、武官総督の手に回収しようとするのであります。

ところが、やはりこのような朝鮮総督府官制の制定に際しましては、枢密院の中でも異論がありまして、一つは一度は認めざるを得なかった文官統監の軍隊統率権を回収しようという意図をもった武官総督制というのははなはだ良くないという議論が出たわけです。たとえば枢密院の中では、台湾総督を大将・中將に限るとということにも世論に反発があるのに、今回についてもそのような世論が生ずるであろうという、そういう発言が出ていまして、朝鮮についての軍部主導の可能性がある植民地体制への不安が、やはり枢密院の中でも表明されているわけです。

この時の枢密院議長は山県有朋でありまして、会議を主宰していたわけですが、山県は修正意見の提出を封ずるために、時間をおかず第三読会—第二読会までは修正が許されていることになっていたのですが、一にとにかく持ち込んで修正意見を封ずるということを考えたわけでありまして、「ご異議なきにつき第三読会に移る」と宣言したわけです。これに対して薩派の元老である松方正義が「異議あり」と申しまして、朝鮮総督府官制案の第二条というのは、「総督は親任すにとどめ、以下の陸海軍大将をもってこれに充つるなる文字を削りては如何。何となれば、従来統監は伊藤、曾禰（荒助）—ともに文官なり。今に当りこれを武官に限ると狭くするの必要をは認めず」との修正意見を出したわけです。これは要するにシヴィリアンの立場からの武官に対する批判であると同時に、全植民地体制を陸軍を通して事実上壟断しようとしていた長派に対して、薩派の代表者である松方があびせた反論であったわけです。

ところがこの松方の修正意見というものを即座に支持したのが、同じ薩閥の元外相西徳二郎のみでありまして、結局これは修正意見としては取り上げられなかった。出席委員の3名以上の賛成がなければ議案とならないという枢密院議事細則（第10条）がございまして、結局議案にならなかった。そこで山県議長は、松方から提出された修正意見は所定の賛成がないので、これは消滅するという宣言をします。結局原案が全員一致で可決されるということになったわけです。

こうして、事実上の陸軍将官総督制による朝鮮統治が、枢密院によって承認されるということになります。

韓国併合のあと、日本の憲法学者のあいだでも、植民地というものを一体どういう法概念において捉えるべきかという問題が意識されるようにな

りまして、植民地の法的な位置づけを恐らく最初に打ち出したのが、美濃部達吉が1912年（明治45年）に出しました『憲法講話』という美濃部にとっては最初の憲法の教科書でありました。実はこの『憲法講話』というのは後の天皇機関説事件の起点になった、美濃部学説の原形がここに折り込まれていて、美濃部憲法学にとっては重要な意味を持つ教科書であります。これは1911年（明治44年）の夏に、中等教員を対象にして行われた憲法に関する夏季講習会の講話を書物に纏めたものであったわけです。美濃部の本来の目的というのは序文のところで非常にはっきり出ておりまして、「憲法の根本的精神を明にし、一部の人のあいだに流布する、変装的専制政治の主張を排することは、余の最も勉めたるところなりき」とかいています。要するに日本における立憲政治を確立することの必要を広い範囲に訴える、そういう目的で行われた講演であり、また纏められた書物であったわけですが、そこで植民地とは一体何かという問題がとり上げられているわけでありまして、そこでこういうことを書いているわけです。立憲政治について自分が今まで施してきた説明というのは、すべて日本の内地のみで適用されるものであって、植民地には当然にあてはまるものではない。植民地には立憲政治は行われていないので、今日も純粹の専制政治の状態にある。これが明治44、45年当時の美濃部達吉の植民地の捉え方であったわけですね。要するに彼の植民地の法概念というのは、これは後の天皇機関説事件で発行禁止になりました『憲法撮要』の中に非常に詳しく書かれているのですが、国家統治区域の一部であって、内地と原則として国法を異にし、ことに憲法を異にする。要するに帝国憲法が最高の統治組織に関する法を除いては、行われない区域、それが植民地である。これを美濃部達吉は「異法区域」、あるいは「特殊統治区域」と言っているわけです。内地と別個の法の妥当する区域、中央政府の所在地である内地本土と異なる法域、それが植民地であるという説明であります。

従って、朝鮮・台湾・樺太・関東州等の人民は、国会に代表者を出さない。、法律によらなければ自由を拘束されないという権利も認められておらず、「司法権の独立」も完全ではなく、行政権と立法権との分立というものも備っていない、非常に包括的、一般的な立法権の委任というものが植民地においては行われている。そういう包括的、一般的な立法権の委任ということは、憲法を前提とする限りは考えられないことである。もし憲法

が朝鮮・台湾にも効力を有しているとすれば、総督に対する立法権の委任というものは実は憲法違反になるのだけれども、植民地においては大日本帝国憲法は行われていない、という前提によってのみ、現在の植民地化立法は説明できる、そういうことを美濃部は書いているのであります。

II 大正前半期の植民地官制による 陸軍の主導権確立の志向と枢密院内の議論

次に、大正期の植民地化立法について説明を申し上げたいと思います。ご承知のとおり大正期におきましては、特に1918年に成立した原政友会内閣のもとで1919年以降、明治期に確立された植民地官制の内容に少なからぬ改正が企てられました。そしてその多くが枢密院に付議され、枢密院はそれらに対する態度決定を求められるということになります。そしてそれらの改定の基本的な方向というのは、単純化して言えば、植民地の脱軍事化、特に脱陸軍化ということが一つであります。それからもう一つは、植民地の本国との文化的「同化」ということであつたわけです。しかもそういう植民地官制改正の方向が打ち出されたのは、日本の自発的な企図というのではなくて、何といひましても、1919年の朝鮮に激発した3.1独立運動に象徴される、朝鮮ナショナリズムをはじめとして、南満州や台湾をも貫くさまざまなナショナリズムとに直面した日本の政府の、いわば不可避的な対応に他ならなかったということが言えると思います。

しかも、そういう対応は、第1次世界戦争後の欧米諸国との国際協調を維持するためにも必要でありました。すなわち、国際協調とナショナリズムという第1次世界戦争後の2つの時代の要請に対して、帝国主義の遺産をいかにして守るかという問題意識から生まれたのが、大正後半期における一連の植民地官制改正の試みであつたということが言えると思います。

ただそれらに先立ちまして、大正前半期を見ますと、そこで行われたさまざまな植民地官制改正は、基本的には明治期のそれを補強し、植民地統治における陸軍の主導権を確立しようという志向によって貫かれていました。ただこの大正の前半期にもそれと相反する志向も見られなかったわけではないのでありまして、1913年から1914年にかけて存続した、第1次山本権兵衛内閣、これは薩派及び海軍と政友会とのいわば連合政権であつたのですが、この第1次山本内閣のもとでは、それまで内閣総理大臣所管の

植民地行政を掌握していた拓殖局というものが、行政整理の結果廃止されまして、朝鮮併合以来内閣総理大臣のもとで一元的に植民地を統括してきた体制が崩れることとなります。つまり関東州租借地は外務大臣の管轄、そして朝鮮・台湾・樺太の場合には内務大臣によって統轄されるという結果になりまして、陸軍の主導権を支持する制度的条件は、第1次山本内閣のもとで一時的に弱まりました。これは何といたっても、朝鮮半島に駐屯することを予定して提案された2個師団の増設という案が、護憲運動の結果挫折したということの結果であるということが言えると思います。特に樺太(サハリン)につきましても、1913年の12月に枢密院本会議に提出された樺太庁官制改正案によって、従来樺太守備隊司令官である陸軍将官をもって樺太長官にあてることができるとしてきた規定が削除されるということになるわけでありまして。このような、いわば反長州閥陸軍の色彩の強い第1次山本内閣のもとでの陸軍の一時的後退にもかかわらず、大正前半期の陸軍の植民地、特に朝鮮及び南満州統治における主導権確立への志向というものは変わりませんでした。特にそれが顕著に現れましたのは、1916年から1918年にかけて存続致しました、初代朝鮮総督寺内正毅を首班とする内閣のもとでありまして、1917年には寺内内閣のもとで、一旦第1次山本内閣のもとで廃止された拓殖局というものが復活致しまして、内閣総理大臣のもとに一元的な植民地統治体制が再生し、そしてそれと共に南満州におきましては、先程申しました陸軍大・中将である関東都督によって統括される関東都督府の権限が強化されるということになるわけでありまして。寺内はかねて南満州における関東都督府、満鉄及び各領事官の三頭政治と言われたものを、関東都督府の主導体制のもとに再編成し、併せて南満州統治と朝鮮統治とが一体となった植民地統治体制を確立することを期していたのであります。そうして寺内は1917年の6月に枢密院に諮詢された関東都督府官制改正案等7件の勅令案を通して、そのような意図を実現しようとするわけでありまして。

第1に関東都督及び民政長官、それぞれの満鉄総裁及び副総裁兼任、

第2に、南満州駐在の各領事官が、陸軍将官である関東都督の照会に応じて、ただちにその執行の方法を講ずる体制、要するに本来外交官である各領事官が関東都督の命令を執行する方法を講ずる体制を確立すること、また第3に、関東都督府と各領事官との有機的結合を図るための領事館職

員への特別任用制の導入、さらには軍事警察、憲兵警察主導の警察制度の確立を図るわけです。これらにつきましては、枢密院の内部にも非常に強い疑問があったので、これらについては枢密院の本会議に先立つ審査委員会の議論で賛否両論に別れるということになったわけです。そして結局、寺内内閣の意図したようなかたちでは、この官制改正というのは実現しなかったのですが、寺内内閣の意図というものは、非常にこの官制改正案の中に鮮明に表明されたものであったわけです。特に先程申しました軍事警察主導の警察制度の導入、これは明らかにかつて彼が朝鮮総督であった時代に確立した朝鮮総督府での例にならったものでありまして、具体的には南満州警察の憲兵の長である陸軍将校をもって警察官の長である警務総長にあてていたというような、そういう体制を開こうとしたわけです。この南満州警察組織の軍事化につきましては、枢密院はこれは朝鮮の先例の踏襲であるとして問題にせず、基本的にはこれは是認するという方向をとったわけでありまして。

なおこの際に、直接審査の対象とはならなかったものとして、実は朝鮮鉄道の満鉄への経営委託案、朝鮮鉄道と南満州鉄道というものを一体化して経営するという案が当時企てられたのでありまして、これは単に鉄道の一体案というのにとどまらず、実は朝鮮と南満州とを一体とする植民地統治体制の一環として寺内内閣のもとの構想されたので、これは鉄道だけではなくて、たとえば1912年(大正元年)11月に枢密院本会議に出された案では南満州の間島、あるいは安東に在勤しております領事官を、朝鮮総督府の書記官や事務官と兼任させるということが考えられたのであります。枢密院はこの間島・安東在勤の領事官と朝鮮総督府の書記官及び事務官の兼任案というものは、これは便宜上やむを得ざるものであるとして認めて、全会一致でこれを可決するということになります。

III 三・一独立運動とそれに対応する 原政友会内閣による一連の植民地制改正

こうして大正前半、特に寺内内閣期において陸軍の主導権のもとに確立された植民地統治体制というものを大きく揺るがしたのが、先程申しました第1次世界戦争後の朝鮮における3.1独立運動の激発、そしてそれに対応して原政友会内閣が打ち出した一連の植民地官制改正であるということ

ができると思うのです。

実は原内閣は3.1独立運動に先立ちまして、南満州統治の改革に着手致しまして、関東庁官制というものを提案致しました。すなわち従来陸軍将官である関東都督に集中していた軍事・行政・経済の3権を分離致しまして、行政及び経済の分野にわたる陸軍の主導権の廃絶を狙うということ企てたわけです。具体的には、関東都督府というものを廃止致しまして、行政部門を独立させる。そしてそれを担当する関東庁を設置する。これによって南満州行政というものを直接に運営する、関東長官の文官化と自由任用を可能にしたわけです。この原の企てた南満州統治改革の第1の狙いというのは、関東都督の文官化にあったのです。それを実現するために、関東庁官制制定に踏み切るということになったわけです。しかも原はそれを陸軍部内からの自発的な提案のかたちにするために、陸軍大臣である田中義一にイニシアティブを委ねまして、田中をして寺内前首相らを説得させた。それとともに、従来関東都督府の陸軍部というかたちになっておりました軍隊部門、これを独立させて、新たに関東軍司令部というものをおくことによって、関東軍司令官が関東長官とは別に軍隊を統率するという体制をしいたわけです。要するに、これは関東庁と関東軍司令部の二本立てによる政軍分離の制度ということであったわけであります。ただこの場合、関東軍というものを独立させる、制度改革の理由づけと致しましては、軍部の立場からは将来の北満州、すなわち関東州租借地及び満鉄付属地外への作戦というものを想定致しまして、実は関東軍と関東庁との分離が南満州行政に拘束されない軍事行動の自由を確保する、そのことがこの関東軍を独立させる一つの重要な理由であるという説明をしたわけです。もちろん当時の軍部が現実的な可能性として、北満州作戦を予想していたとは言えないと思いますが、要するに関東都督府の廃止に伴う政軍分離を受け入れさせるための、恐らくは田中陸相らによって考案された理由づけであろうと思われるわけでありますが、そのような関東軍司令部設置の理由付けというもの事実にして、それから12年後の満州事変における、関東軍の軍事行動の拡大を正当化する要因の一つとなるということが注目すべきことであります。

3.1独立運動以後植民地統治体制の改革の基本的方向として登場致しましたが、よく知られているように文化的「同化」、特に教育の整備を中心

とする文化的「同化」政策であったわけでありまして、これは当時日本の一部でも唱えられていた、いわゆる朝鮮の自治というものを認める趣旨ではもちろんなかったわけですが、この「同化」政策と、それから朝鮮統治における文官のイニシアティブの確立、これらが3.1独立運動後の原のイニシアティブによって打ち出された植民地統治体制の改革の基本的な方向であったということがおそらく言えるであろうと思います。

実際は、朝鮮総督府官制の改正におきまして、3.1事件後文官総督というものを実現するということが、非常に大きな原の政治的な目的になっていたわけですが、結局それは実現いたしませんで、いわば妥協的な措置として、海軍の代表である斎藤実が総督に起用されるということになっていきました。

しかし、この朝鮮の場合とは逆に、台湾の場合には、これ以後文官総督が出現し、文官総督というものが長期にわたって続くことになったわけでありまして、朝鮮ではついに一度も文官総督が出現しなかったのとは対照的に、台湾総督には9代にわたって文官が任命される。これは2・26事件後、広田弘毅内閣が打ち出した南進政策に沿って1936年の9月に小林躋造海軍大將が台湾総督に就任するまで17年間、文官総督が続くということになったのです。

IV 朝鮮及び台湾についての「同化」政策の展開

このように、日本は、原政友会内閣の下で、3.1独立運動後、朝鮮・台湾両総督府官制の改正を通して、3.1独立運動の衝撃によって動揺した植民地統治体制を再編成するために、基本方針を「同化」政策と決めました。そして、これを出発点と致しまして、朝鮮及び台湾について「同化」政策というものが具体的に展開されていくことになるわけでありまして、まず、朝鮮総督の諮問機関である、きわめて制限された形であるにせよ、朝鮮側の世論を公式に反映しうる唯一の総督府所属機関でありました中枢院というものが、この中枢院は、議長、これは朝鮮の政務総監でありまして当然日本人であります、この議長を除いて副議長以下、中枢院は全構成員が朝鮮人で占められる、そういう機関であったわけなんです。この中枢院の地位、および権限を高める官制改正案というものが、1921年の3月の枢密院本会議に付されることになりました。改正案は定員65の参議というのを

設けまして、これに表決権を与えるというかたちで、ともかくこれを通じてなんとか朝鮮世論の掌握を可能にする体制というものを作りだそうとしたのでありますが。結局中枢院というものは、必ずしも十分なかたちで朝鮮世論を掌握する役割を果たすことはできないということになりました。

それから次に、教育政策についての改正案であります。まず教科書編修官の増員を直接の目的とする、朝鮮総督府官制改正案というものが1921年7月の枢密院本会議に付されております。これに関連して、朝鮮における教育政策のあり方についてさまざまな議論が枢密院で行われまして、そこで質問を受けた政府当局者は、やはり根本方針は今後は「同化」によるということ強調しながらも、教科書の編纂にあたっては、出来るかぎりの朝鮮人を用いて、文化的差異に基づいて相当な変更を日本の教科書に加えること、そして朝鮮人に対しては、正しいハングルの教育の強化というものを図る必要があるということ、それから歴史教育についても、日本の歴史を教えるのと平行して、朝鮮に関する事項もやや詳しく教えるのがよいこと、そして併せて、日本の本土と朝鮮との関連事項については、事実を曲げることなくありのまま教授することに努める必要があるということを行っているわけです。これをみても、内地の文化による植民地の「同化」、異文化に対する「同化」政策のこえることができない限界があるということ、やはり当時の政府当局者もまた認識していたということがわかんと思うのです。

それから、教育による「同化」の制度的基盤を、朝鮮及び台湾において造りだそうとしたのが、1922年1月枢密院本会議で成立した、朝鮮教育令(1911年8月制定)の改正及び台湾教育令(1919年1月制定)の改正であります。この朝鮮教育令及び台湾教育令の改正の共通の眼目とするものは、朝鮮及び台湾における教育につきまして、できるだけ日本人と現地人とを分けないうで、同一の勅令によって規定して、実質においては日本人と現地人との間に、ある範囲の共学を実行するものとする。そして併せて大学教育の導入等の高等教育の機会の供与を現地人に対しても行うという狙いがあったわけです。

朝鮮教育令の改正についてみますと、現地人に対する大学教育や師範教育の機会の供与、これらの高等教育や専門教育、さらに実業教育における日本人との共学、それから中学校および高等女学校にそれぞれ相当する、

高等普通学校及び女子高等普通学校の修業年限の1年延長等が主たる内容であったわけです。しかもそれに加えて多少注目すべきことは、従来朝鮮教育令や台湾教育令には、必ず教育勅語による教育ということが掲げられていたのでありまして、「教育は教育に関する勅語の趣旨に基き、忠良なる国民を育成することを本義とし、時勢及び民度に適合せしむることを期す」という文言が従来ついていたわけではありますが、それが削除されました。この点についての政府当局の説明というものが本会議で紹介されておりますが、こういう条項を教育令に存置することは、朝鮮人の反感を買う、却って統治に不利を来す虞れがある、だからむしろこれはこの際削除したほうがよい、との説明が政府当局者から出されたのです。つまり「同化」政策といっても、教育勅語による「同化」は、むしろ政策自体の目的を阻害するものとして、当時あってはむしろこれを削除するのが適当であるという議論が、枢密院においても受け入れられたということがわかります。

それから台湾教育令の改正についてみましても、「同化」を目的とする制度改正という点で、朝鮮のそれとの間に大幅な共通面がありますと同時に、やはり朝鮮と台湾とでは若干の相違面があることがわかります。まず共通面としては、現地人に対して大学教育の機会を与える。それから大学教育をはじめ師範教育、専門教育及び実業教育について日本人と現地人との共学を認める。さらに先程申しました教育勅語による「同化」を排除するということがあるわけです。相違面と致しましては、次のようなものがあります。第1は、小学校レベルの初等普通教育については、朝鮮・台湾とも日本人と現地人との共学を行わないということを原則としていたわけですが、中学校、高等女学校レベルの高等普通教育につきましては、朝鮮においては共学は認めないが、台湾においては、共学を認める。そして台湾に関しましては、従来的高等普通学校及び女子高等普通学校という名称を改めまして、それぞれ中学校令、及び高等女学校令に準拠する中学校及び高等女学校としたわけがあります。

このように当時の政府が、高橋是清政友会内閣なのですが、朝鮮と台湾との間に差別を設けた理由について、日本と朝鮮との文化的異質性が非常に大きいこと、従って、日本人・朝鮮人両者いずれも一般に共学というものを欲しない傾向が強いということが枢密院本会議の審査委員長報告で紹介されています。また審査委員長は両者が共学した場合には、朝鮮人教員

をして内地人の生徒を教育させるということになるわけで、そうすると、日本の国民思想の養成上、遺憾とするところが少くないというふうに指摘しています。要するに、朝鮮ナショナリズムが日本人生徒に及ぼす思想的影響を、当時の政府当局者が恐れていたということが言えるのではないかとこのように思います。

また、ご存じのように政府当局は、台湾においては高等学校令による高等学校の設置を認めたわけでありませうけれども、朝鮮についてはこれを認めない。この措置は、朝鮮については高等普通教育の共学を認めないという趣旨から出たものであったのは、言うまでもないわけでありませう。

以上のような朝鮮教育令の改正を経まして、1924年の4月30日の枢密院本会議に、京城帝国大学を設置する勅令案が提出されました。これは大正15年度、1926年度からの法文学部及び医学部からなる京城帝国大学の発足、そして大正13年度、1924年度から予科2年を開設することを盛り込んだものなのです。これは3.1事件後の、「同化」政策の最初の文化的支柱となるべく意図されたのが、京城帝国大学の設置であったということの意味するものであると思われませう。

なお台湾に台北帝国大学が設置される勅令が公布されたのは、1928年(昭和3年)3月であります。

なお、この京城帝国大学の青写真がそういうふうに出ました時に、特に疑問として出されたのが、なぜ法文学部というものを設置するのかという問題についてだったのです。たとえば石黒忠憲顧問官はこの点を問題に致しまして、朝鮮に大学を設けて高等教育を行う場合には、当局者はなるべく物質的な科学に心を寄せしめるよう仕向けるべきである。従って、「法律・政治・哲学の如きものにはなるべく導かざるよう努むること可なり」という説がある。この説に従うと、朝鮮の大学に医学部はもちろん置いていいけれども、工学理学のような物質的な科学の学部を置かないとはどういうことか。法学・文学の学部を置くというのはどういう見通しから出た措置なのかということの本会議においてただしたわけです。これに対しまして、朝鮮総督府の学務局長が答弁をして、朝鮮の青年のあいだには、特に法学志望者が多いということを指摘しましたうえで、今回大学を設立するにあたって、法学の学部を開設しない時は、必ず甚だしい失望感が朝鮮人学生のあいだに広がるであろうから、それによって当局者を攻撃するとい

うようなことも起きないとは限らない。そこで朝鮮人のあいだから迫られて、やむを得ず法学の学部を開設するよりは、むしろ始めから朝鮮人でも自由に法学を研究させるといことが、朝鮮統治の大局から見て極めて必要であるという答えをしています。また同一学部の中に法科とともに文科を併設したことについては、これはもっぱら朝鮮における中等教育の需要の増大に応ずる教員の養成を目的とするものであるということをはっきりと明らかにしています。

なお、当時の枢密顧問官の中に穂積陳重がいたのでありますが、やはりこの点について発言していて、朝鮮における経済開発を促進するためには、理工科や農科というものを早急に大学に設置するといことが必要であると一方で主張するわけですが、同時に彼は法学教育といものは重要であるといことをも強調致しまして、これは非常に興味のある発言なのですが、かつて明治14年、つまり自由民権運動が盛んになりし時に自分は東京大学の法学部長であった。その時にやはり同じような議論があった。法科の学問といものを奨励するのは良くない。できれば理工科の学問、実業方面の学問といものを盛んにする、そういうことが時勢に即している。そういう説を出すものがあった。しかしこういう思想といものは、古い思想である。政治・法律の学問といものを、むしろ積極的に奨励して、これを善導することが重要なのだといことを述べているわけあります。つまり、自由民権運動に対する東京大学法学部の意義といものをもって、朝鮮ナショナリズムに対する京城帝国大学法文学部の意義といものを理解しようとしたわけあります。

しかしこのような3.1独立運動後の「同化」政策といものは、最大限の善意、最高度のソフィスティケーションをもってしても、朝鮮や台湾のナショナリズムを鎮静化することはもちろんできない。日本側の「同化」政策の特徴を非常によく表しておりますのが、1929年、昭和4年の6月、田中義一内閣のもとで、発布された拓務省官制といものであります。これもやはり枢密院で審議されたわけですから。この枢密院本会議事録を見ますと、なぜ政府原案の「拓殖省」とい名称を改めて、拓務省とい名称をとったのか、過去(1896年)には拓殖務省といものがすでに明治時代にあったわけでありまして、植民地化とい観点からすればそれを管轄する官省の名称としては「拓殖省」とい名称のほうがより適切ではない

かというような意見が顧問官の中にもあったのであり、その点について質問が枢密院本会議で出たわけです。これに対して田中首相が、なぜ「拓殖省」ではなくて「拓務省」をとったかということの説明致しまして、「拓殖省の名称を拓務と改めたるは、ご承知の通り、該官制中に朝鮮部設あり。従つて拓殖省と称し、朝鮮を殖民地と見るがごとき感念を新附の民に与ふるは穩当ならず。朝鮮人の感情を害するの慮りあるが故に、殖民地の殖の字を除きて拓務省となせるなり。」これに対して質問者が、「しからば朝鮮人の感情を慮りて拓務省となしたるものにして、拓務というも開拓のみを司るの意にあらず。即文字はおもしろからざるも、朝鮮人の感触を慮りて斯く定めたるものと解し可なるか」とただしたのに対して、田中首相は「ご解釈の通りなり」というふうに答えているわけですね。

要するに「同化」政策の結果と致しまして、日本の政府当局者は、やはり植民地という名称をできるだけ公式な名称として使用することはもちろん、それを連想させるようなことを避けたいと考えたのです。そこに「同化」政策の特徴が非常によく現れているのであります。たとえば「拓務省」というものを英語にどういうふうに訳すか。これもやはり非常に問題でありました。英語に訳する場合、公式の訳語にする場合、できるだけ「コロニー」とか、あるいは「コロニアル・アフェアーズ」とかいう訳語は使わないで、別の言葉をもって公訳語としたいということで、結局公訳語として採用されましたのは、「ミニストリー・オブ・オーバーシー・アフェアーズ」というものであったそうです。

要するに日本の植民地統治体制にも、やはり 1920 年代、第 1 次世界戦争後のポスト・イムペリアリズムの時代の影響が及んでいる。ポスト・イムペリアリズムの時代に相応しいかたちで、イムペリアリズムの遺産をいかにして守るか、そういう問題意識が「同化」政策の中に顕著に現れている。拓務省官制改正の、背後にあったそういう問題意識が「同化」政策の特質を考える上で、非常に重要であると思うわけです。

——どうもありがとうございました。

The Legislative Process of Japanese Colonialism : The Role of the Privy Council

Taichiro Mitani

SUMMARY

- I The Privy Council as the decision-making process of the system of colonial rule in Korea and Kwantung Province of the leased territory in China
- II The Army's Intention of the establishing Initiative and the debates in the Privy Council within the structure of the colonial government during the first half of the Taisho period
- III March First Independent Movement and changes in the series of Korean policies by the Hara Seiyukai Cabinet
- IV The development of the 'ASSIMILATION' policies in Korea and Taiwan

世界の植民地体制, 日本の植民地経営, 台湾の植民地化過程*

ト ツアウ エン
涂 照 彦
(名古屋大学教授)

I. 問題の提起と接近の方法

皆さん, おはようございます。ただいまご紹介にあずかりました, 涂と申します。

まずこの研究会シンポジウムにお招きいただいたことを, 深く御礼申し上げます。2番目に, 私の準備不足で資料がバラバラになったことをお詫び申し上げます。若干ご説明申し上げますと, この小さい文字になっている文章は, 岩波書店の『近代日本の植民地』という講座(8巻)に掲載した拙文を縮めて, 整理させていただいたものです。この中国語で書いた拙文は, この11月初め台北での国際コンフェレンスにて, 英文で発表した「台湾の過去・現在・未来」の一文を, 台湾のある雑誌が載せてくれたものです。最後の大きい紙にのせてある図表は, 東アジアの経済発展に関するもので, 参考資料として添付させていただきました。

今日のお話は, このレジュメの示す内容構成の順序で進めさせていただきます。時間があまり与えられていませんので, 簡潔に申し上げます。

Iの問題の提起と接近の方法について申せば, 経済学の見地から戦前の植民地遺制を捉えるということです。その意味するところの問題認識は次のようです。すなわち日本(統治国)と台湾(植民地)という, 垂直型バイラテラリズムの把握には満足せず, むしろ世界の植民地体制の一環として日本の植民地経営を位置づけ, そのもとでの植民地台湾の経営, さらに

*本稿は, 1994年12月9日~10日, 国際基督教大学で開催された第14回国際シンポジウム「日本の植民地支配とその責任—後の世代につたえるもの—」(主催:本研究所, 国際基督教大学社会科学研究所)の基調報告である。なお, 同シンポジウムの全録は, 改めて国際基督教大学社会科学研究所『社会科学ジャーナル』に所収される予定である。

朝鮮半島と旧「満州国」をも視野に入れて、植民地間のいわば横の関連性に注目する。日本の植民地経営をこのようにいわば水平的多角化 (horizontal multi-dimension) に把握し、そこから今日の NIES の浮上、さらに「東洋資本主義」の発展に視野を拡げてみようとするところに意図がおかれているのであります。私の問題の認識は、あくまでも戦後の東アジアの経済浮上に問題関心があって、その関連で戦前の日本の植民地統治は一体どういうふうに捉えればいいのか、にあるわけです。

そうすると、少なくとも今日の東アジアを世界全体、特に第3世界に着目してみると、東アジアの特徴の一つは「輸出指向型工業化」ないし「輸出依存型工業化」、エクスポート・オリエンティッド・インダストリアリゼーション、略称して EOI にあります。EOI 型であると略称させていただきますが、この EOI の型がなぜラテンアメリカには発見できなかったのか、またアフリカにもなおさら生まれてこなかったのか。輸出指向型工業化は経済学の専門用語ですが、誤解のないよう蛇足に申し上げますと、マーケットが国外にあるということです。つまり、マーケットを国外に求めて工業化を果たすことです。だから輸出市場が前提条件なのですね。輸出指向 (依存) 型というのです。これに対してラテンアメリカでよくみられるのは、マーケットを国内において工業化する、つまり輸入代替工業化です。これはインポート・サブスティテュー・インダストリアリゼーションと言われております。その頭文字をとって ISI 型と言われます。EOI とはきわだいた対照をなします。そうするとアフリカは何型か。アフリカは輸出指向型でも輸入代替型でもなくて、どちらかというとは今は不毛の戦いがまだ続いていると言っていると思うのですね。そうすると、東アジアがどうして輸出指向型の軌道にのったのかが問われねばなりません。それに共通の点として東アジアの多くが戦前の植民地統治を受けたことで、それが輸出指向型工業化とどう関連しているか (もしそれがあったとすれば) が究明されねばなりません。香港とシンガポールは短い時間にはあるが、日本の軍事統治を受けました。蛇足になるかもしれませんが、輸出指向型工業化は、どの国でも簡単に採れる方策ではないし、決して東アジアのみの特権でもないのです。IMF や GATT の条文にはラテンアメリカとアフリカには採っていけないという規約はどこにもないわけでありまして。もう一つは、輸出指向型工業化というのは、資本主義の世界の中でも一般的なパターンな

のですよ。ごく普通のパターンであると申しあげることができます。というのは、それ以外の選択肢はないからです。輸出によって、つまり輸出をエンジンとして工業化を図るのが世界資本主義発展史そのものなのであって、それ以外のパターンは社会主義の計画経済とか、自給自足とか、何らかのかたちで自国の経済を世界市場から隔離せざるを得ない。それでは資本主義的發展は難しい。なのにどうして東アジアのみがそれに一応成功をおさめたのか。ここに一つ大きな問題が提起できます。

ところで輸出指向型工業化を途上国が採る場合、そこには一種のいわば「開放症候群」が生まれます。Syndrome for open door-policy といえましょうか。次の6つの症候がそれであります。一つは為替の繰下げです。自分の国の通貨が切下げの方向に追い込まれるのです。対外開放すると輸入超過になるからです。貿易収支はだいたい赤字拡大になる。開放の始まったころは対外競争力がないから、どの国も赤字貿易の拡大からはじまるのです。二番目は、その裏腹関係にある対内通貨価値の低下、つまりインフレの顕在化です。そして三番目はインフレが起こって国内の所得格差が広がることです。社会的階層の格差もあるけれども、地域的な格差も避けられません。中国の場合は沿海地域と内陸地域との格差が顕著に現われてきています。日本でも日本海側と太平洋側との間においてもずいぶん格差があります。ですから潤うところと潤わないところがインフレによって違うのです。四番目は中央政府の財政の赤字化です。中央政府の歳出が歳入を上回る傾向がつづき、インフレの下でインフラストラクチャー(基礎工事)投資が増える一方です。五番目はそれによって、対外負債の累積が起こる。多くの人々が農村から都会に流れ込んで、都会ではスラム街が生成し、政府の財政負担が増える一方で国内貯蓄はそれをまかなえなく、ついに対外負債が雪ダルマ式に増えてしまう。最後の六番目は失業問題の深刻化です。ここまできると、開放政策が挫折の危機に^{ひん}瀕する。だから途上国は輸出指向型の工業化路線を採る場合には、こうした六つの病状をできる限り軽くするか、あるいは回避することに努めねばなりません。さもなければ、世界市場に接し、それにコミットしていくことが大変難しくなる。その点で輸出指向(依存)型工業化は、シワザの大きな事業なのです。

私は平凡な言葉を使わさせていただければ、テレビ映画の時代劇にみられる修羅場がそれに相当するものと考えます。修羅場とは殺すか殺される

かという両者択一の厳しい試練の場です。東アジアのニーズは殺されないで生き残ったのです。戦後の過程をみますと、ニーズはその6つの病症を何とか克服しつつ、今日まで耐えてきた。東アジアが浮上できた大きな原因の一つはこの点に求められます。そうすると戦前の植民地経営がそこに何らかの形で投影しているとすれば、日本の植民地経営とは一体何であったのかという問いが出て来ます。この戦後のニーズ化と関連して考えておいていいのではないかと。そうすると幾つかの問題が提起されます。

II. NIES 化, 東洋資本主義, 世界システム

それはさておいて、2番目のほうに移ります。ニーズ化・資本主義・世界システムということになりますが、私なりの認識では、日本が台湾を領有したのは1895年ですよね。だから日本は最後の帝国主義と言われています。一方、朝鮮半島(1905)はどうかというと、最後の植民地と言われています。この間は10年しかないのです。最後の帝国主義から最後の植民地まで10年しかないということは、私は世界史の中から見ると、これは大変短くて、日本にとって圧縮された10年間だと考えられます。この10年間の日本植民地支配をどうみるか、私はもう少し広げてみないといけないと思っています。台湾を領有した時は19世紀の末で、日本の植民地統治はヨーロッパ流の直接所有形態がとれました。戦争によって台湾を領有したわけです。朝鮮はどうかというと、朝鮮半島に対する所有は、朝国併合(日韓併合)の形をとりました。韓国と直接、条約が結ばれて、「協約」を通じて韓国を被保護国化、内政権喪失、軍隊解散に追い込み、「侵略」の完成に到達したのです。そうすると韓国の国民は微妙な立場に立たされます。台湾の場合は直接統治ですから、日本が台湾をどう統治しようと、西ヨーロッパの植民地支配と同じ扱いをしても文句がないわけであるが、これに対し韓国の場合は、これとは10年ぐらい経ただけでこんなにちがう。なぜですか。統治のパターンがどうしてこんなに違うのか。

さらに申しますと、それから26年経って日本は第三の植民地、満州国を手に入れたわけですね。その場合、中国の東北三省には中央政府がないわけですから国を作らないといけないという現実があるけれども、世界の流れからいうと、すでに民族自決の原則がアメリカのウイルソン大統領らによって国際社会の潮流となって唱えられておりまして、日本の植民地統治

は朝鮮半島のように、もはや相手国との間にアグリーメントや「協約」をつくって統治することができなくなった。そこで日本は清朝の前皇帝溥儀を擁立して「満州国」という国を作らなくてはいけなかった。第三のパターンに移行したわけである。日本が台湾をストレートな植民地統治形態にとったが、朝鮮半島は「平等」という形の植民地支配形態で「経営」した。そして中国の東北三省に対して満州という国の形式作って傀儡政権かいらいによる植民地支配を貫いた。以上のように日本の植民地形態は3つのパターンがあった。これは一体何を意味しているのか。私は日本の支配が世界の潮流に対応せざるをえなくしたその変化を表わすものと認識しているのです。日本の植民地経営は軍国主義の一本槍で括るにはあまりにも粗っぽすぎると思います。世界の潮流とその枠組みの中で捉えないといけないのです。日本の地位は其中で定められているのです。

もう1つは経済面から考えますと、端的に言えば台湾が黒字経営という点が重要なポイントです。台湾の対日移出は、日本からの移入を大幅に超えて日本側の受取り超過になっていました。米も砂糖も、のちには軍事工業の製品も対日移出でした。朝鮮半島はどちらかという、日本側の移出超過なのです。植民地ですから外貨の決済は要らないわけですから、日本は対朝鮮半島に対して持ち出しになる。対台湾では持ち込みになります。このことは、台湾経営の黒字があって初めて朝鮮半島の赤字経営が成り立つことを意味します。言いかえると、台湾の経営（植民地獲得）なしに朝鮮半島の経営（確保）はありえないということです。思い起こせば台湾を領有した当初に日本の中央政府はその軍事（鎮圧と治安）費用と経営費用の負担を負えきれないために、一億円の売却を唱え、帝国議会でそれが真剣に議論されました。台湾の統治にはお金がかかる。日本はそれを負担する力がない。当時、台湾の土着資本は日本軍に対して頑固抵抗に走っていたので、日本軍精鋭部隊の半分ぐらいが台湾に駐在して、鎮圧する軍事費がかさんだわけです。台湾の植民地経営がうまく軌道にのらないため、財政負担をどうするか。日本の本土政府は予算の負担ができない情勢に追い込まれたわけです。もし一億円で台湾を外国に「売却」したら、日本は帝国主義の座からおりるしかなく、列強の仲間入りはこれで挫折することになりかねないのです。つまり、植民地台湾経営の負担の持続は日本経済(帝国)自体の破産につながりかねないのです。日本は当時ロンドン市場で債

券を発行して、資金調達して、日本経済は金本位制に移行できないぐらいに外貨が不足していたのです。日本の金本位制導入は、日清戦争で中国から賠償金(約 3800 万ポンド)を得て、それを元にしてはじめて金本位制に移行できたのです。

だから日本からみますと、台湾統治は日本自ら岐路に立たされて、植民地を領有するか、あるいは帝国主義を捨てるかの二者択一を迫られたひとつの転換点と言えなくもないのです。結局、日本は帝国主義の道を歩むことになったわけですが、そのための財政負担をどう解決したか、または「回避」したかという点について、大変興味をそそぐ問題であり、又重要であります。残りの時間があまりありませんのでここではこれ以上申しません。ともかく台湾を手に入れて経営しているうちに日本の植民地経営は黒字に転じ、その次の朝鮮半島経営を可能としたのです。そして大体とんとんになって、第3の植民地旧「満州国」の経営を必要とし、またそれが可能となったといえましょう。ただ「満州国」に関してはどこまで日本は収益を上げたか、あるいはそんなに収益を上げないうちに戦争で負けてしまったのか。果たして植民地経営は、全体としてプラスかマイナスか。いずれにしても研究に値する課題でありましょう。ところで、世界の列強と比較してみますと日本の植民地経営は、戦後の対外投資を含めて、幾つかの特徴が検出されます。

一つは、重化学工業を植民地に移植したことです。日本は鉄道、通信、機械産業を作ったの言うまでもないけれども、エネルギー(電力)の確保に力を入れました。15万キロから20万キロワット規模の発電所を日目標に作りました。朝鮮半島にも北半島の鴨緑江に、世界的規模の発電所に着手したし、旧満州国でも1941年末、大規模の電力(110万kw)を開発しました。

なぜ日本がそうやらないといけなかったのか。アメリカとかイギリスが植民地経営にあたり、大規模なエネルギー開発を行った記録はあまり見当たらないようであります。日本の植民地支配の大きな特色のひとつはこの点に求められるのです。

もう一つは、新興財閥が「外地」に出ていったことです。新興財閥が軍閥と結託して、軍需産業を興したのです。なぜ植民地に進出しないといけなかったのか。植民地というのは統治国にとって原料を手に入れる一方、

他方では工業製品のマーケットとして位置づけるのが一般の植民地論ですが、日本はどうして財閥まで植民地に出かけて行って重化学工業を興したのか。私は、2、3年前、韓国、台湾からシンガポール、マレーシア、タイなどの日系企業の工場を40～50社ほどグループ研究でみて回ってきました。日本的経営がいかに現地に適応し、あるいは通用できるかが、私などのチームの研究目的ですけれども、私は企業経営にはうといので後ろについて行って外からみてきたわけですが、そこで感じたことは、なぜ日本の大手メーカーがそんなに一つの国にたくさん集中して進出するのかでした。電気分野では、日立、東芝、三菱、松下、サンヨーらが名を連ねており、自動車分野ではトヨタ、三菱、日産、ホンダ、スズキが入っています。一国のところには日本の大手のメーカーのほとんどが行って、そこでの競争相手は日本のメーカー同士なのです。外国のメーカーと競争しているわけではない。日本国内のマーケットで展開したそのパターンが、現在の東アジアに対しても同様に発見できるのです。あたかも国内であるかのように。戦前ではインフラと重化学工業の植民地移植、戦後では大手メーカーの輸出競争と一国集中投資(進出)、両者間にはどこかが似ているのですね。アメリカのビッグ・スリー自動車三社が、一国に集中進出して自国メーカー同士の競争を展開していることは、寡聞にして知りません。日本資本主義の特徴と言えるかも知れませんが、それをどう把握すればよいのか、戦前と比較して分析すると大変おもしろい。

2つ目は、日本の経営者の多くが日本的経営に対して絶対的自信を持っていることですね。日本的経営が世界の中で全体的に優位に立っていると信じているのです。国外に工場を持っていても日本的経営はそのまま適用するのです。現場の生産ラインで多能工化、小集団活動等々がそのまま適用されているのです。現地人の現場労働者がわからなければ、班長クラス以下の何百人を日本の工場に飛行機で送り込み、そこで3か月とか6か月の現場研修をさせるのです。帰国してそのまま日本で見たもの学んだものをやらせるわけです。これは日本的経営の代表的な例です。アメリカの大手なんかはそういうことをやりません。

3つ目は、海外進出した日本の多国籍企業のマーケットに関してであります。つまり日本のニーズ、アセアンにおける多国籍企業は、全売上げの38%ないし47%(電気電子産業、1991年現在)が第三国向けであり、日本

国向けが22%ないし28%と低い。このことは一体何を意味しているのか。それは先程指摘したニーズ、アセアンの輸出指向（依存）型工業化パターンと広く合致することであります。日本の企業進出が増えると、それによって生産された製品は、日本本国向けよりも、第三国向け輸出が多いからです。日本の企業を入れれば、ニーズ、アセアンはおのずと輸出指向型パターンになってしまうのですね。IMF、GATTが唱える自由・非差別・多角主義は、そもそも輸出指向（依存）型工業化に合致するイデオロギーなんですね。東洋資本主義の発展は、輸出指向（依存）を共通のパターンにして、日本が先駆的な役割を演じてきたのです。ニーズが日本のあとを追う形で浮上し、そして次にアセアンも中国も含めて輸出指向型に方向転換、浮上してきたのです。こうした資本主義化の道が東アジアの工業化の道ですね。戦前においては植民地体制の下で展開され、戦後はIMF、GATT（冷戦）体制の下で進められたのです。

ここで多少、統計資料にもとづいて輸出の実績を検証してみたい。添付の表をごらんになっていただきたい。1992年現在、日本の輸出は3396億ドル。その下には2位の3404億があります。韓国、台湾、香港、シンガポールです。この4つの旧植民地占領地が、実は1992年に日本の輸出を追い越したのです。これは明治維新以来初めての出来事です。むろん、香港が中継基地として再輸出、再輸入のダブル計算が入っていますけれども、それにしても日本を追い越すなんてこれまでは考えられなかった。普通の経済学では考えられないことです。ニーズにアセアンと中国を計入すると（NAC）、1992年には5429億ドルの輸出規模に達する。この規模は、アメリカの4482億ドルを21%上回っているのです。そして同表の下に示されているEUは、域外輸出が5014億であり、NACはこのEUをも8.3%ほど追い越したのです。今やNACは輸出生産基地として、世界第1位の地位にのし上がってきたのです。1992年は、こうした大きな変化が起こった年であります。

今世界最大の輸出国は、アメリカでもEU（域外）でも日本でもないのです。NACなのです。なぜここまでNACが膨張したのか。私はこれは経済学に対しても大きな挑戦だと思えます。なぜならば、私は東アジア経済を勉強してつくづく感じたわけであるが、今までの伝統的または古典派といわれる経済学には2つの難点をかかえこんでいると考えられます。一つは、

〈表〉 東アジアの輸出規模とその比較(1992年)

	輸出規模 (億ドル)	日本を100とし た場合	アメリカを100 とした場合	ECを100とし た場合
日本	3.396	100.0	75.8	67.7
NIES	3.404	102.4	75.9	67.9
ASEAN	1.175	34.6	26.2	23.4
中国	850	25.0	19.0	17.0
計(東アジア)	8.825	—	196.9	176.0
(日本を除く)	(5.429)	(159.9)	(121.1)	(108.3)
アメリカ	4.482	132.0	100.0	89.4
EC(域外)	5.014	147.6	111.9	100.0

注：ECは域外輸出である

資料：「海外経済データ」(1993年7月)による

我々の経済学ではパラダイムのほとんどがヨーロッパから生まれてきたことです。この点は社会科学もそうだと思いますけれども、発想、枠組み、分析を含むパラダイムはいずれもヨーロッパ中心的「偏向」に根ざしている。しかし、現実の世界は生産基地が東アジアに移ってきており、前述の表の示す通りであります。私などは大学院で勉強している1960年代では、日本が明治維新によって資本主義化したのは、ヨーロッパ本位主義からみて、例外の扱いでした。つまりヨーロッパとアメリカさえ勉強していれば、世界の経済は解明できるとの教えでした。日本は例外であって、あとから出てきて加えたのだから、直接解明の対象にできないと考えられ、この方法論で日本資本主義の特殊性が論じられた。つまり、日本資本主義の特殊性が強調され、後進性と早熟性と未熟性の三者がそれであった。後進性、未熟性、早熟性ということで、日本の資本主義化は例外論で片づけられた時代でした。ところが1973年の第一次石油ショックと円高以降、日本は例外でなくて、後進でも未熟でも早熟でもなくて、経済超大国になったというのである。なぜ例外論がはやるのかは、よくわかりません。それからさらにニーズ、アセアン、中国が浮上すると、日本例外論も、もはや完全に通用しなくなって破綻の運命になった。経済学とは一体なんであるのか、考えさせられるものがあるように思われます。

2つ目の難点は、経済学が意外に一国主義であることです。一国主義というよりも自国主義といった方がよいかも知れません。もっと正確にいうと、

自国本位主義，民族主義，ナショナリズムです。例えば，日本の経済学者は日本経済の利益が暗黙の前提になって語られることがしばしば見受けられます。イギリスやアメリカの学者も同様に自国本位で語られる。とくに世界経済を客観的に見るという視角が意外にも欠けているのです。経済学はノーベル賞受賞分野にもなっているように国際的レベルが要請されているにも拘らずであります。だからニーズをはじめ，東アジアが勃興したことについても，自国の視点で語っている場合がほとんどです。韓国は韓国の奇跡といい，台湾は台湾の経験を強調する。シンガポールでは一般に政権が優れているから政策の正当性が強調される。それでは香港はどうみるか。香港だってニーズの一員ですよ。香港政庁は端的にいえば何もしませんよ。市場の自由メカニズムに任せてあるといわれます。経営者は17%の所得税を納めればコトが済むわけで，煩わしい税制に悩まされずに済むでしょう。そのためか，香港の経済学者は自由市場，マーケットメカニズムさえ尊重すれば，おのずと経済は発展すると考えるのです。

両方の解釈が成り立つとなれば経済学は怪しくなりましょう。その点は韓国と台湾についてもいえます。韓国については財閥論で戦後の工業発展とかニーズ化を説明できるかもしれないけれども，台湾については財閥論では扱うことができません。国営企業も民間巨大企業も，あまり外貨を稼いでいません。台湾の外貨を稼いでいるのは，7割ほどが中小企業です。対外投資も中小企業が先頭を切ってやったのです。中小企業中心で台湾はニーズ化したという経済学に対して極めてきつい課題をつきつけたことになりますね。説明がつかないからです。だからニーズが勃興した自体，戦前の日本植民地経営を出すまでもなく，戦後の時点でのニーズ勃興を説明するだけでも大変むずかしいのです。だからアジアの社会科学はもっとアジア社会に根ざした本来的な学問体系を構築しなければ時代の要請に応えられないのではないか，というのが私の基本的な認識なのです。

Ⅲ. 日本の植民地経営と世界体制

それでは3番目のところに移させていただきます。「日本の植民地経営と世界体制」です。日本は植民地を領有して100周年を迎えます。日本の植民地経営と世界体制とは両者間に何の関係があるのか。先程私は3段階を申し上げました。すなわち台湾の直接植民地経営，朝鮮半島のいわゆる併

合方式、3番目の段階は旧満州国にみられるように一つの国を作って、傀儡政権による間接的な統治形態をとりました。もしそれが、東アジアの日本が世界の潮流に則った植民地の経営(支配)形態であるとすれば、それは何を意味しているのか。

私の単純な発想では、日本は国力からしてまだ世界のマーケットの中で周辺的地位にあったことが一つの背景的要素ではないかと考えます。ヨーロッパと対抗するほどの力がなかったからです。そういう世界の潮流はほかならぬ西ヨーロッパ中心の潮流ですから、日本はそれに対応せざるを得ない。自らのパターンを生み出す程、日本は力をもっていなかったというのが一つの解釈でありましょう。もう一つは、東アジアのこれら旧植民地の商品経済が意外と日本の経済発展の段階とそんなに格差はなかったことです。大きな格差が既存していなければ、日本はまだもっとストレートな形で植民地を統治できたのかもしれないけれども、各地域ともそれなりの生産力があって、日本との競争関係でもそんなに差はなかった。この点で一番顕著なのが台湾でありました。日本は台湾を統治したというけれども、台湾ではすでに地主制度がある程度確立していた。一つの土地にふたつの主があると言われていたのです。地主制度が確立されていたわけです。そして通貨、つまりローカルカレンシーなどは100種類を超えていた。世界のマーケット向け商品を輸出していた。砂糖、樟脳、お茶が主な輸出品で、世界の主な企業、日本以外の企業が台湾と取引していた。こういうさまざまな関係からわかるように、日本との間に商品経済レベルの大きな相違はあまりなかったと思われるのです。

3番目の解釈は、日本の植民地統治がある程度間接的形態をとり、つまり地主制を通じて農村の余剰を吸い上げの方が日本にとって安上りであったことです。その場合地主制は温存せざるを得ない。韓国の場合には朝鮮半島の本来的な政府を残さざるを得ないことを意味しよう。朝鮮半島の場合では、東洋拓植会社が設けられ、直接土地所有を試みた。日本の法人が地主になったわけです。ドラスチックなやり方ですけれども、少なくとも一応ステージがそこにあるから、一定程度の蓄積は残していたのです。それが戦後のニーズ化にずいぶん役に立ったのではないのでしょうか。韓国の場合、戦前の日産企業(帰属財産)の払い下げが、だいたいその時のGNPの8割ほどと言われています(1948年度歳出の9倍規模)。今日の財閥は、そこが

一つの元となって起点を得たといえるのかも知れません。今日の台湾の国営企業は、ほとんどが日産企業から来ています。日産企業は1945年の時点では絶対的地位にあったので、今日の国営企業は莫大な資産をもっている。国営企業のストック（固定資産）は全台湾企業の8割ほどを占めているとみられる。台湾の国営企業はフローとしての生産（付加価値）が製造業の1割しかないけれども、固定資産（生産手段）としてはその8割ぐらいを占めているのです。中国の東北3省についていえば、中国東北3省は中国の国営企業の最大の基地であることは言うまでもなく、中国国営企業の過半は東北三省にあるとみられます。言ってみれば、戦後のいわゆる中国の社会主義形成というのは、日本の植民地経営の上に乗っかっているといっても過言ではないのです。当然、50年代ソビエトのプロジェクト援助があった点は否定しませんが、それも日本の植民地経営の上に築き上げたことには変わりはないのです。その上に中国の社会主義経済が建てられたとなれば、いわば3階建ての構造になりますね。日本の植民地経営が土台になっているとなれば、中国社会主義経営や国営企業とは一体何であるのか。中国研究者の多くは、あたかも中国の社会主義がゼロから出発したかのように語られる。これも大変奇妙な話なのです。

だから日本の植民地経営は世界システムの中で位置づけ、把握されることが望まれる。日本が置かれている世界システムの中での地位は、ある意味では弱者の地位であります。後から出てきたということも響いてくるかも知れないし、またアジアにはこういう商品経済の発展が歴史的に形成されており、こういうさまざまなファクターが東アジアの浮上（輸出拡大）につながったともいえるかも知れません。歴史的基礎条件が土台にできているのではないかと思われるのです。

IV. 台湾の植民地化、NIES化

最後に、台湾の植民地化について一言ふれたい。台湾に焦点をしぼってみますと、台湾の植民地化とは一体なんであったのかと。一言でいえば、植民地モノカルチャー（単一栽培生産構造）であります。その過程は3つの段階に分けて捉えることができます。

第1段階は砂糖（甘藷）の移植段階です。これは1901年からだいたい第一次大戦終了後の1922年ぐらまで。文字通りのモノカルチャーの時代です

ね。それ以降は単純なモノカルチャーではなくなった。米作が持ち込まれたからです。1918年に日本は米騒動が起こって、米の供給基地を植民地に移植せざるを得なくなりまして、朝鮮半島と台湾にいわゆる外地米の移植事業を始めました。1923年からだいたい1937年ごろまでの時期に米と砂糖の両方とも台湾で生産せざるを得なくしました。この米と砂糖は、農産物ですから、一定の気候条件のもとで6割から7割の耕地（面積）がダブるのです。一つの土地に2つの移出作物をつくらないといけないのです。これは日本資本主義にとって大変難しい課題なのです。米も欲しいけれども砂糖も欲しい。農民に両方を植えさせる。商品の中で競合が起こる。農民のあいだに競合が起こるわけで、これは日本にとっての競合であって、台湾の農民は有利な作物を植えればいいわけです。砂糖キビ（甘蔗）は18ヶ月の栽培期間がかかります。これに対して米作は4か月間です。米作は地主制（小作農）を通じて、ほとんどが土着勢力が生産過程を占めており、砂糖（甘蔗）も地主制を通じてしか集めることができませんでした。日本資本は、工場は自分で確保できたが原料の直接支配まではせいぜい20%ぐらいでした。残った8割の原料は地主から買い取るしかないのでした。台湾でプランテーションができない原因がここにあったのです。ラテンアメリカではプランテーションの経営ができたが台湾ではできなかった。台湾では、近代的製糖工場が製造部分ではできたが、農村では地主制に依存していた。この土着地主制への存在（健在）がある程度台湾土着資本の蓄積を可能ならしめたのです。米作も同様なのです。戦後の土着中小企業の発展はこの地主的蓄積が当初の最大の財源だと私は思います。

そういう米も砂糖も両方とも必要ということで対策を講じる。台湾の農民は利に敏感なのでどちらが有利かによって動くわけです。当然日本の製糖資本も対策を講じる。警察権や国家権力を使って強制的に農民に砂糖キビを植えさせたのがそのよき例であったが、いずれにしても、2つの商品を植民地の農民が与えたということに変わりはありません。日本資本主義の大きな矛盾だったのです。

そして1938年ごろになると「南進政策」がいよいよ具体化、日本は機械産業、化学産業、造船、重化学工業などの軍需産業を植民地台湾に移さざるを得なくなった。台湾は「南進基地」化でこれまた労働力を創るという意味で新たな局面に移る。第3段階なのですね。このように日本資本主義

は對外膨張の過程において、植民地が置かれた地位も変っている。台湾の場合は、日本の自己利益本位の要求に対して応じられるほどの商品経済の発達があったのです。両方絡めあいながら、日本による台湾の植民地支配というものが展開されたのではないかと思います。

V. 結び

そうすると、最後のこの結びのところになりますが、一体植民地というのはどういうふう to 把握・考察すればよいか。ニーズがどうして起こるのか。もしニーズが起からなければ、戦前の植民地支配は大変単純明快だったのではないのでしょうか。旧植民地がニーズ化してしまったから、戦前の植民地というのは、大変複雑な、大変評価しにくい、多面的な側面からの評価が求められることになりました。仮に今日の東アジアが今日のラテンアメリカ、アフリカの状態でままだったならば、戦前の植民地支配は単純明快に把握できたはずである。輸出指向（依存）型工業化が石油ショック（1973/74）以降、この東アジアの普遍的な潮流として「成功」したことが、結局、戦前の植民地支配問題を改めて評定せざるを得なくした。以上が私の1つの結論でありまして、断定的ですが私の話はこの程度に済ませていただきたく、何らかの問題提起になれば幸いです。

ご清聴ありがとうございました。

The Global Colonial System, Japanese Colonial Management and the colonial process in Taiwan

TWU Jaw-Yann

SUMMARY

The three key words content of an article that we talk about in this report firstly refer to the original implication in order to indicate their horizontal multi-dimension contents. As we have talked out in the report, this horizontal multi-dimension contents, the so called triangle relations involving World System -Japanese Capitalism-Taiwanese Colonization (W.J.T.=WS-JC-TC) forms in late 1890s and has gradually developed after a century since then.

In this report we analyze the conditions for original WS-JC-TC's historical development and review the evolution process of Taiwan economy from colonization to NIEs'zation, so as to indicate the significant role played by Japan and Taiwan on East Asian economic development.

The main purpose of exploring the evolution process and development of an original WS-JC-TC's triangle is to glove and therefore to explain the reasons of East-Asian (mainly the NIES) economic boost especially refers to the Japanese colonial domination in the first half of the century (before 1945) and then a high economic growth with a rapid trade/direct investment expansion in the second half of the century (after 1945). Of course, such reasons may involve many aspects, and it may be difficult to distinguish the internal and external factors which are mixed. As the explanation in the existing literature for the reasons of the NIES (Taiwan, in this report) industrialization as well as East-Asian economic development varies. No unanimous conclusion has been drawn yet. Through this report, we wish to provide a new opinion or a clue for understanding the East-Asian development model from another angle.

<研究ノート>

共生の社会創造に向けて一二つの研修会から

アンセルモ・マタイス
(上智大学文学部人間学研究室教授)
保岡孝顕
(社会正義研究所主事)

1994年9月2日～4日に行われた第20回カトリック正義と平和協議会全国会議・京都大会に私たちは出席した。とくに京都市は建都1200年の種々の行事が繰り広げられている最中であつた。大会テーマは「貴と賤」であつたが、テーマの設定には「貴」を保つために「賤」を作り出した日本の社会構造、それを支えた優勢な政治経済文化価値を考察し、人間差別の根元をさぐるという試みがあつた。さらに保岡は10月24-25日、本研究所が共催している全国のカトリック系中、高等学校(主に関西から関東地域)の社会、宗教、倫理担当の教師のための第7回平和教育研修会に出席の機会を得た。「在日多住地域の形成と歴史、在日のオモニたちの職字学習、川崎の野宿者、労働者の闘い、滞日外国人の実態」を取り上げ、そこでも同様に人びとの労働や苦しみを共感し、共有することが試みられた。(参照:本書, 研究所活動報告, 1995年)これら二つの研修をとおして学習したことを以下に述べておくことにする。

権力者・支配層に塗りつぶされた歴史のなかで、歴史の裏側におかれて、苦悩し、土にまみれて労働し、いのちを落としていった名も知れぬ幾多の小さな民、貧しい人びとこそ、今日まで日本社会の「発展」の踏台であつた。京都の現地学習で琵琶湖疎水(大津・京都市内)を巡つたが、この疎水事業は明治中期から後期における京都近代化の国家的優先政策として遂行されたが、土木技術史に残る「偉業」として語られている。その一方で、延べ約400万人もの労働者(囚人、韓国・朝鮮人や被差別部落の人びと)が短工期に人海戦術として動員され、劣悪な労働状況にあつたことは記録にほとんど存在していない。このような現場における学習は歴史の視点を民衆の立場から検証し直す意味を私たちに提供した。

こうした小さな民、貧しい人をいま一度「関係」という言葉によって再定義してみると、「経済的には金持ちと反対、政治的には力があると反対、文化の面からは学問のあるの反対、保健の面からみると健康の反対の立場」(レオナルド・ボフ、1981年)にあるといえる。さらに、日本社会の特徴の象徴としてのタテ社会の構造は、研修のテーマにあったように「貴」の反対の關係に「賤」を作り出す。そして「賤」なるものを非人間化してきたのである。日本の明治から戦前までの天皇制家族国家観による自己形成は非人間性の価値の生産の連続であった。幾多の無辜の民が歴史の裏側に置かれ、人間化の闘いが国家権力によって抹殺、抑圧されてきたことは今日私たちの共通認識になりつつある。

では、現在において果して過去の歴史の教訓から学び、社会において小さな民、貧しい人びとが公平に扱われ、尊敬され、自己を向上させることが可能となる人間化のプロセス形成に個人的にも制度的にも根本から努めてきているといえるだろうか。前述の各研修では将来に向けて、その問への示唆が与えられた。そこで共通に指摘された重要な点は「ふつう」の人の「ふつう」の感性の中にある差別、その「ふつう」の人の感性を如何に変えていくかであった。どう応答できるか、また、その社会的変容は見られるであろうか。これらは今後の私たちの取り組むべき研究課題である。

現象的には、現場学習や体験学習を積み重ね、問題の背後にある具体的な人びとの苦悩をよく知り、理解し、貧しい人たちの側に立って初めて、「公平の分かち合い」そして、問題解決へ「共に参加する」という意識化がより促されてきている。教育現場では少なくとも教師と生徒、学生を中心に「人間学」「公民」のカリキュラムが普及してきているし、市民レベルではその運動論に共生(シンビオイズム)の価値指向が優勢となりつつある。国際的な「連帯と発展」に関わる第三世代の人権意識への運動としてその動向をとらえることができるであろう。個人的対人関係の体験によって相互信頼が醸成される小さな一步は、社会的には今後うねりと化す変革のカギを内包するものでもある。日々の生活のなかで共生をめざすことの国内的な構造的障害要因は多々あるが、個人的組織的なコンシエンタイゼーション=意識化(パロウ・フレイレ、1981年)は変革に欠かせないプロセスであることを看過してはならない。

これに関連して以下2、3の研修会でのエピソードを紹介しておきたい。

まず、京都の研修会での在日韓国人の女性の発言に感動を覚えた。「…自分が朝鮮人であるということで差別されているからといって、いつも被害者であると思っているわけではない。自分が一番弱かった部分を回復することがまず大切であり、そこに自分のアイデンティティを置きたいと思うが、そのことにより、女性差別や障害者差別、部落差別など他の問題が見えてきて自分の日本での社会参加が出来る…」という指摘である。

さらに、川崎での研修会では、日本社会において被抑圧者の立場に置かれている在日韓国・朝鮮民族の歴史にとって、「事件」を通して自己回復への三つの叫び（関田寛雄，李仁夏，1992年）の考察がなされた。一つは「過去からの叫び」。戦後処理を通しての叫びである。たとえば指紋押捺問題などで日本社会は外国人を管理、支配しようとし、犯罪者扱いに抵抗してきた姿勢である。二つ目は「自己同一性の叫び」。日立の就職差別事件（1974年）と裁判勝訴に象徴されるように、民族を理由にする社会的差別と制度的差別に対するアイデンティティの回復である。以前はこのような問題に直面したときには在日1世たちは裁判に敗訴するのは必然のことであると考へて、提訴すること自体を拒んだのであったが、70年代—80年代は2世、3世たちの若い世代のこうした問題への目覚めと闘いが顕著になる。三つ目は「共生の社会創造に向かった未来に叫ぶ」という指摘である。これはまぎれもなく過去の歴史の教訓をどう生かすかという私たち一人ひとりの日本人に問われている、課題と挑戦なのである。

研修会の指摘を待つまでもなく、今日の日本の社会は以前にもまして多民族・多文化が進行してきている。その中で、民族や国籍を理由にする社会的制度的差別が労働、医療、福祉、教育、法律など全般的領域にわたって依然社会に存在する。従来の植民支配的対応型の社会排除と同化政策の思考・行動様式に起因するといえよう。その根本的変革が将来への共生の社会創造の意味と課題である。

上智大学社会正義研究所活動報告 (1994年～1995年)

I 概要

上智大学社会正義研究所 (Institute for the Study of Social Justice, Sophia University) は、上智大学の建学理念であるキリスト教精神に基づいて変動する世界における諸問題を社会正義の視点より学際的に研究し、その成果を教育と実践活動の用に供することを目的とし、1981年4月に設立された。

研究活動では、現代社会の正義に関わる諸問題について、所員の専門分野からの個別研究を、また共同研究では、その研究テーマについて学際的アプローチを試み、1～3年のプロジェクトとして実施し、その成果を年1回発行の『社会正義』紀要に発表し、刊行している。海外調査研究では、とくにアフリカの難民・国内避難民をテーマに取り上げ、「世界の貧しい人々に愛の手を」の会 (Sophia Relief Service—難民、貧しい人々への援助協力団体で当研究所下部組織、1981年5月設立)の援助対象地域である東アフリカ8国に1981年より現在まで7回の調査研究班を派遣し、現地踏査を行っている。

教育活動では、多くの国内外の専門家や研究者を招聘し、公開講演会、国際シンポジウムを開催している。1994年度は、公開講演会やシンポジウムを開催し、学内・学外から多くの参加者を得た。とくに、1994年12月開催の第14回国際シンポジウムは、「日本の植民地支配とその責任—後の世代につたえるもの」をテーマとして取り上げ、国際基督教大学社会科学研究所と共催した。1995年度第15回国際シンポジウムは「滞日外国人と社会正義 (仮題)」について12月9日(土)、10日(日)に上智大学において開催予定である。

実践活動では、前述の「世界の貧しい人々に愛の手を」の会は、設立以来全国からの善意ある募金協力によって、東アフリカのキリスト教系民間開発援助団体に支援を行ってきた。

以上、当研究所は、「正義の促進」「他者のための奉仕」の課題に向けて、微力ながら研究、教育、実践活動に携わっている。

II 所員・事務局

所 長	山 田 經 三	経済学部教授（組織・リーダーシップ論）
所 員	アンセルモ・マタイス	文学部教授（人間学，倫理学）
	ロジャー・ダウニィ	経済学部助教授（アジア経済論）
	栗 城 壽 夫	法学部教授（憲法）
	松 本 栄 二	文学部教授（社会福祉論）
	大河内 繁 男	法学部教授（行政学）
	武 市 英 雄	文学部教授（新聞学）
	渡 部 清	文学部教授（哲学）
	林 邦 夫	理工学部教授（材料力学，構造力学）
	理辺良 保 行	文学部教授（人間学）
兼任所員	村 井 吉 敬	外国語学部教授（東南アジア社会経済論）
客員研究員	エドワルド・ホルヘ・アンソレーナ	本学非常勤講師（人間学）
事 務 局	保 岡 孝 顕	主事
	高 橋 恵 子	特別嘱託(1993年7月1日～1995年3月31日)

研究所所在地 〒102 東京都千代田区紀尾井町7-1 上智大学
 中央図書館・総合研究棟7階713号室
 電話 03 (3238) 3023, 3695
 FAX 03 (3238) 3885 (大学共用)

III 研 究 活 動

1. 1994年度学内共同研究

「日本社会と人権」

研究代表者：山田經三

研究分担者：ヴィセンテ・ボネット（文学部人間学研究室教授），ハイメ・カス
 タニエダ（文学部人間学研究室教授），栗城壽夫，浜田寿一（経済
 学部経済学科教授），今井圭子（外国語学部国際関係副専攻教授），
 アンセルモ・マタイス，武市英雄，林 邦夫，村井吉敬，マリア・

コルテス（上智短期大学助教授），理辺良保行，保岡孝顕

学外特別参加者：柴柳英二（三菱キャタピラー MHI マーケティング株式会社），梅津光弘（慶應義塾大学教授），脇田 實（日本メクトロン株式会社）

特別協力者：内田雄造（東洋大学教授），ホセ・ヨンパルト（上智大学法学部法律学科教授）

研究活動：

- (1) 「これからの研究活動の進め方」 '94年4月22日
- (2) 「アジアにおける人権状況—イエズス会東アジア会議に出席して」
山田経三 '94年5月19日
- (3) 講演会「住宅問題にみる人権」 '94年6月22日
内田雄造
社会正義研究所との共催
- (4) 「国連人権委員会提出 日本政府報告のカウンター・レポート」
ビセンテ・ボネット '94年7月20日
- (5) 「在日朝鮮・韓国人および滞日外国人の諸問題—分かち合いから」
山田経三，保岡孝顕 '94年10月24日
- (6) 「子どもの権利条約」 '94年11月7日
今井圭子
- (7) 講演会「人権と死刑」 '94年12月7日
ホセ・ヨンパルト
社会正義研究所との共催
- (8) 「企業における差別—就業規則の日米比較」 '95年1月18日
脇田 實
- (9) 「発展権（Right to Development）をめぐって」 '95年3月8日
マリア・コルテス

IV 教育活動

1. 講演会

- ・1994年4月28日「アフリカ難民現地実情調査帰国報告会」

(本学中央図書館 812 会議室)

報告者 山田経三

保岡孝顕

池田則子（'93年度上智大学法学部卒業生）

小島由記子（幼きイエス会）

- ・1994年5月9日「現代ブラジルのカトリック教会」
 （本学中央図書館 921 会議室）

主催 上智大学イベロアメリカ研究所
 共催 社会正義研究所
 講師 パウロ・エヴァリスト・アルンス枢機卿
 （ブラジル・サンパウロ大司教）
- ・1994年5月13日「ストリート・チルドレン被害現場からの報告」
 （本学7号館特別会議室）

共催 アジアの児童買春阻止を訴える会
 講師 シェイ・カレン神父（フィリピン・コロバン会）
- ・1994年6月20日「ブラジルの人々とアルンス枢機卿」
 （本学 S. J.ハウス第5応接室）

主催 解放の神学研究会
 共催 社会正義研究所
 講師 山田經三
- ・1994年6月22日「住宅問題にみる人権」
 （本学中央図書館 812 会議室）

共催 学内共同研究「日本社会と人権」
 講師 内田雄造（東洋大学教授）
- ・1994年11月22日「環境問題と科学技術」
 （本学中央図書館 812 会議室）

講師 神野 博（福井大学学長）
- ・1994年11月28日「人類の未来」
 （本学11号館人間学研究室資料室）

主催 「めぐこ」（“南”の子どもたちの自立を支える会）
 共催 社会正義研究所
 講師 リチャード・ロア神父（米国・聖フランシスコ修道会）
- ・1994年12月7日「人権と死刑」
 （本学中央図書館 812 会議室）

共催 学内共同研究「日本社会と人権」

講師 ホセ・ヨンパルト（上智大学法学部教授）

- ・1994年12月16日宋富子ひとり芝居「身世打鈴（シンセタリヨン）一身の上話」
（本学10号館講堂）

主催 上智大学カトリック・センター

共催 社会正義研究所

2. 研修会

- ・1994年10月21日（金）～23日（日）

第7回平和教育全国研修会

主催 日本カトリック正義と平和協議会

場所 川崎市

社会正義研究所

- テーマ
- ① 「戸手4丁目の形成の歴史—在日多住地域のこれから」
 - ② 「在日の視点からみた歴史」
 - ③ 「在日のオモニたちの識字学級について」
 - ④ 「川崎の野宿者，労働者のたたかい」
 - ⑤ 「滞日外国人の実態」
 - ⑥ 分かち合い

3. シンポジウム

- ・1994年4月9日（土）

国際シンポジウム【女性と環境】

「『壁』のあとの出会い ヨーロッパと日本の女たち—女性・環境・平和」

（本学中央図書館812会議室及び10号館講堂）

主催 国際交流基金

「チェルノブイリ被害調査・救援」女性ネットワーク

社会正義研究所

—プログラム—

第1部（10：00 a.m.～12：30 p.m.）

テーマ「リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖系の健康）と環境」

10：00 a.m. 司会 上野千鶴子（東京大学助教授・社会学者）

10：05 a.m. 開会のことば 野上和子（国際交流基金）

10：10 a.m. 講演

「男と女の新しい世代のリプロダクティブ・ヘルスへの環境因子（特に放射線）の影響について」

マルガリータ・ミハイレンコ [Margarita Mikhaienko]

(産婦人科医師, ロシア)

「ポーランドにおける女性と子どもの健康」

マリア・グミンスカ [Maria Guminska]

(生化学者, ポーランド)

「リプロダクティブ・ヘルスと環境—ミナマタからチェルノブイリまで」

綿貫礼子 (環境問題研究家・「女性ネットワーク」代表)

11: 50 a.m. ディスカッション

ジフカ・ダミヤノワ [Jivka Damianova]

(歴史学者, ブルガリア)

長沖暁子 (慶應義塾大学助手・生物学者)

12: 10 p.m. 討論

第2部 (2: 00 p.m.~6: 00 p.m.)

2: 00 p.m. 開会のことば 上野千鶴子

挨拶 土井たか子 (衆議院議長・憲法学者)

セッション1

司会 綿貫礼子

2: 25 p.m. 基調報告

「日本の環境問題と環境対策」

中西準子 (東京大学教授・環境工学者)

「環境としての女性」

クラウディア・フォン・ヴェールホフ [Claudia von Werlhof]

(社会学者, オーストリア)

3: 05 p.m. 現場からの問題提起

「私の人生におけるチェルノブイリ」

イリーナ・イワセンコ [Irina Ivassenko]

(元チェルノブイリ原発技術者・市民運動家, ウクライナ)

「能登の女たちの声」

落合誓子 (石川県珠洲市議会議員)

3: 45 p.m. 討論

セッション2

テーマ「女からの提案—人間と環境の関係をこうつくりたい」

- 4:30 p.m. 司会 鶴見和子 (上智大学名誉教授・社会学者)
 発言者 マリア・ミース [Maria Mies] (社会学者, ドイツ)
 マリアローザ・ダラ・コスタ [Mariarosa Dalla Costa]
 (政治社会学者, イタリア)
 メアリー・メラー [Mary Mellor] (社会学者, イギリス)
 ハンネローレ・ショルツ [Hannelore Scholz]
 (女性学者, ドイツ)
 ビリアーナ・カシチ [Biljana Kasjc]
 (歴史学者, クロアチア)
 上野千鶴子
 辻本清美 (「ピースボート」主宰者・平和運動家)
 青木やよひ (評論家・女性学者)
 大脇雅子 (弁護士・参議院議員)

5:40 p.m. 討論

5:55 p.m. 閉会のことば 山田経三

・1994年12月9日(金)～10日(土)

第14回国際シンポジウム

「日本の植民地支配とその責任—後の世代につたえるもの」

(国際基督教大学 本部棟 206号室)

主催 国際基督教大学社会科学研究所
 上智大学社会正義研究所

—プログラム—

共同司会 山田経三 (当研究所所長)
 功刀達朗 (国際基督教大学社会科学研究所所長)

第1日 12月9日(金)

1:30 p.m. 開会の辞 功刀達朗

1:45 p.m. 基調報告 司会: 松澤弘陽 (国際基督教大学教授)

「日本の植民地化の立法過程—枢密院を中心として」

三谷太一郎 (東京大学教授)

「朝鮮における日本の植民地支配の再考—覇権、近代性、沈黙せざる人々」

マイケル・ロビンソン [Michael E. Robinson]

(南カリフォルニア大学準教授, 米国)

「朝鮮人学徒兵動員政策—植民地末期の支配政策」

姜徳相(カン・ドクサン) (一橋大学教授)

7: 00 p.m. 実例報告 司会: 笹川紀勝 (国際基督教大学教授)

「日本植民地支配下の韓国教会の状況—釜山鎮教会と慶南地方を中心」

朴孝生(パク・ヒョセン) (アジア教会史研究所所長, 韓国)

8: 20 p.m. 晩禱

第2日 12月10日(土)

10: 00 a.m. 各論報告 司会: 村上雅子 (国際基督教大学教授)

武市英雄 (当研究所員)

「世界の植民地体制、日本の植民地経営、台湾の植民地化過程」

涂照彦(ト・ツアウエン) (名古屋大学教授)

「日本の朝鮮支配の本質—『内鮮一体』を中心として」

宮田節子 (早稲田大学講師)

1: 30 p.m. 討論 司会: 石渡 茂 (国際基督教大学教授)

保岡孝顕 (当研究所主事)

(1) 報告者によるパネルディスカッション

(2) 総合討論

5: 00 p.m. 閉会の辞 山田経三

5: 30 p.m. 懇親会

・1995年3月21日(火)

公開国際シンポジウム

「日本のODAとアジア女性—女たちのODAウォッチ北京世界女性会議に向けて」

(本学7号館特別会議室)

主催 アジアの女たちの会 (代表 松井やより)

共催 社会正義研究所

パネルディスカッション 1: 30~5: 30 p.m.

コーディネーター: 松井やより

海外からの参加者: フィリピン, タイ, インドネシア, カンボジア,
マレーシア, スリランカ, インド, ネパール, 中

国，バングラデシュなどアジア 10 カ国の女性

V 実践活動

1. 「世界の貧しい人々に愛の手を」の会

当会は 1979 年から 1981 年にかけて本学外事部が主管したインドシナ難民救援活動を 1981 年 5 月より当研究所の実践活動の一つとして引き継いだ。当会は主に東アフリカ（ケニア，ソマリア，タンザニア，スーダン，エチオピア，マラウィ，モザンビーク）の難民，抑圧や飢餓，貧困に苦しむ人々への援助活動を行っている。その援助及び活動の資金は全国の募金協力者（現在約 700 名）による自発的募金を主とし，そのほかにチャリティバザー，コンサートなどによるもので特に会員制はとっていない。寄せられる募金（過去 13 年間の募金総額約 1 億 4 千 5 百万円）は，現地の実情調査や情報分析に基づき，信頼できる現地のキリスト教系救援・開発団体に全額配分され，年に二度定期送金される。また，1981 年以来二年毎に東アフリカ地域の援助先へ現地踏査を継続して行って適確なニーズの把握とプロジェクト評価を得るように努めている。また従来
の難民救援活動の全学的取り組みの精神を生かしながら，当会は本学の教職員・学生ボランティアや学外の支援者によって構成，運営されている。なお，評論家で『人間の大地』著者の犬養道子氏には会の設立当初尽力いただき，特別顧問として協力を得た。

所在地 〒102 東京都千代田区紀尾井町 7-1 上智大学社会正義研究所
所気付

TEL 03-3238-3023 FAX 03-3238-3885

代表者 アンセルモ・マタイス

援助対象事業 食糧・衣料援助，保健医療，住宅・病院・学校建設，教育活動，職業訓練，井戸掘り，物資輸送，通信，緊急救援など

援助形態 資金助成，情報提供

援助対象国 エチオピア，ケニア，スーダン，ソマリア，タンザニア（1993 年末），マラウィ・モザンビーク（1995 年 3 月現在）

援助先団体名

<1994 年度援助先及び送金額>

①エチオピア

<イエズス会救済事業>

1,201,200 円

援助総額 24,529,808 円

テンビエン地区においては、4,500 人の住人に栄養補助給食を実施した。またハウゼンにおいては、小学校・中学校を再建すると共に、農業、植林、給水、女性の自立プログラムなどの小規模復興開発プロジェクトを行っている。

②ケニア

<ニュンバニ小児施設> 604,500 円

援助総額 604,500 円

この施設では、生後間もなく母親に捨てられたエイズに感染した乳児を受け入れている。WHO によると、ここ 2 年間のうちに 1,000 人以上のエイズに感染している子どもがナイロビで捨てられているという。ニュンバニでもすべての子どもを受け入れることができず、長い受け入れ待ちリストが作られている状況である。

<イエズス会難民事業> 1,197,600 円

援助総額 3,999,900 円

ケニア国内のソマリア難民に対する医療援助や自立のための復興事業、エチオピア難民・ルワンダ難民に対する食糧援助、住宅援助を行った。

<イエズス会難民事業—UNHCR> 456,975 円

援助総額 456,975 円

UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）との協力により、ルワンダ危機によってナイロビに逃れてきたルワンダ難民に対して、医療などの緊急援助を行った。

<イエズス会カンゲミ教会> 500,000 円

援助総額 2,413,929 円

カンゲミ・スラム（ナイロビ郊外）で教区事務所、司祭館、診療所、幼稚園、小学校、給水施設、職業訓練センターの建設。

③スーダン

<スーダン・エイド> 1,201,200 円

援助総額 12,234,413 円

スーダン南部のウガンダ難民の難民自身による 16 の小規模

商業活動（靴屋・靴修理屋・仕立屋・ビール製造・飲料水販売・燃料販売・漁業・小規模レストラン・伝統工芸品店・耕作支援など）の支援を行っている。

④ソマリア

<カリタス・ソマリア> 1,201,200 円

援助総額 29,962,874 円

ここ 8 ヶ月間に国外に逃れていた 5 万人以上の帰還難民に対する援助を行うと共に、ソマリア北部でのプロジェクトとバクール地方での香の貿易への協力を続けている。

⑤マラウィ・モザンビーク

<イエズス会難民事業> 605,400 円

援助総額 605,400 円

マラウィ国内のモザンビーク難民のための中学・高校レベルの教育プログラムである“MOLU（モザンビーク・オープン・ラーニング・ユニット）”と呼ばれるプロジェクトを推進している。このプロジェクトはモザンビーク難民の本国帰還と共に、モザンビークでの活動に切り換えられ、1995 年 2 月には新たに 10 施設が誕生した。またマラウィ南部のムタララ地方では、二人のシスターによって女性の自立プログラム、特に母子保健、女性の職業訓練などのプロジェクトが行われている。

学内外での募金活動

1994 年 10 月 13 日～14 日 チャリティーバザー(上智大学内)
収益金 479,638 円

1994 年 11 月 8 日 チャリティーコンサート
(碑文谷カトリック教会)
主催：日本建築学会，トラウマ
後援：「世界の貧しい人々に愛の手を」の会
収益金 500,000 円

ニュース・レターの発行

会の活動は年 2 回「世界の貧しい人々に愛の手を」の会を発行し、寄付協力者への報告、難民救援へのアピールを行って

いる。

募金の受付

口座名義 「世界の貧しい人々に愛の手を」の会
 郵便振替口座 00180-9-86078
 銀行口座(普通預金) さくら銀行四谷駅前支店 3090766

VI 出版活動

・紀要『社会正義』紀要 14 (本書)

「アジアにおける人権」山田経三, 「日本における人権の実現状況—国連規約委員会のコメントを中心に—」ビセンテ・M・ボネット, 「日本の植民地化の立法過程—枢密院を中心として」三谷太郎, 「世界の植民地体制, 日本の植民地経営, 台湾の植民地化過程」涂照彦, <研究ノート> 「共生の社会創造に向けて: 二つの研修会から」アンセルモ・マタイス, 保岡孝顕

上智大学社会正義研究所活動報告 (1994-1995 年)

- ・学内共同研究「社会正義とマスメディア」(1992 年度) 報告書
「社会正義とマスメディア(1)」 1994 年 7 月
- ・学内共同研究「社会正義とマスメディア—女性とメディア」(1993 年度) 報告書
「社会正義とマスメディア(2)—女性とメディア」 1994 年 7 月
- ・第 7 回アフリカ難民現地実情調査報告書『「アフリカ難民の実情」—上智大学アフリカ難民現地調査報告 (1994 年 2 月~3 月)』 1994 年 6 月
- ・第 13 回国際シンポジウム「女性と社会正義」報告書
1995 年 7 月出版予定
- ・ニューズレター「世界の貧しい人々に愛の手を」の会 No.27 1994 年 6 月,
同 No.28 1994 年 12 月

**INSTITUTE
FOR
THE STUDY OF SOCIAL JUSTICE (ISSJ)**

I. ORIGIN AND AIM

The ISSJ was established at Sophia University on April 1, 1981.

The purpose of the ISSJ is to investigate the conditions of social justice both in the domestic and international arenas and to contribute to the promotion of justice, peace, and human development based on interdisciplinary efforts.

The ISSJ emphasizes the need for wider support and cooperation from various research institutions both local and abroad in pursuit of the above-mentioned objective. In accordance with this purpose, the ISSJ undertakes research projects on justice issues.

Results of research projects and other activities are published annually in *Shakai Seigi (Social Justice)*.

II. ADMINISTRATION AND STAFF

Director

YAMADA Keizō (Professor, Management)

Staff Members

DOWNEY Roger (Professor, Economics, Social Accounting)

HAYASHI Kunio (Professor, Mechanical Engineering)

KURIKI Hisao (Professor, Constitutional Law)

MATAIX Anselmo (Professor, Philosophical Anthropology, Ethics)

MATSUMOTO Eiji (Professor, Social Welfare)

OHKOCHI Shigeo (Professor, Public Administration)

RIVERA Juan (Professor, Philosophical Anthropology)

TAKEICHI Hideo (Professor, Mass Communication)

WATABE Kiyoshi (Professor, Philosophy)

Associate Member

MURAI Yoshinori (Professor, Socio-economics of Southeast Asia)

Visiting Researcher

ANZORENA Eduardo Jorge (Lecturer, Philosophical Anthropology)

Administration

YASUOKA Takaaki

TAKAHASHI Keiko (Part-time staff, July 1, 1993~March 31, 1995)

Location

The ISSJ is located at Sophia University (Room # 713, 7th Floor of the Central Library Building), 7-1, Kioi-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 102, Japan.

Tel. 03-3238-3023, 3695. Fax. 03-3238-3885.

III. ACTIVITIES (1994~1995)

Activities of the ISSJ are organized in four categories :

A-Research ; B-Symposia, Seminar, and Public Lectures ; C-Outreach Projects of Sophia Relief Service attached to ISSJ ; and D-Publications.

A : Research

Interdisciplinary research is carried out in the form of an intracampus research group financed by Sophia University.

● **The theme of intra-campus research of 1994 was Japanese Society and Human Rights.**

Research Members

YAMADA Keizō

BONET Vicente (Professor, Philosophical Anthropology)

INSTITUTE FOR THE STUDY OF SOCIAL JUSTICE (ISSJ)

CASTAÑEDA (Professor, Philosophical Anthropology)
CORTES Maria (Associate Professor, Sophia Junior College)
HAMADA Toshikazu (Professor, Economics)
HAYASHI Kunuo ((Professor, Mechanical Engineering)
KURIKI Hisao (Professor, Constitutional law)
IMAI Keiko (Professor, International Relations)
MATAIX Anselmo (Professor, Philosophical Anthropology)
TAKEICHI Hideo (Professor, Journalism)
MURAI Yoshinori ((Professor, Socio-economics of Southeast Asia)
RIVERA Juan ((Professor, Philosophical Anthropology)
YASUOKA Takaaki (ISSJ)

Special Research Members

SHIBAYANAGI Eiji (Mitsubishi Caterpillar MHI Marketing Ltd.)
UMEZU Mitsuhiro (Lecturer, Keio University)
WAKITA Minoru (Nippon Mektron Ltd.)

Invited Speakers

LLOMPERT Jose ((Professor, Legal Philosophy)
UCHIDA Yūzō ((Professor, Toyo University)

Research Reports

“The Situation of Human Rights: Participated in the Jesuit Conference of East Asia”
YAMADA Keizō
“Human Rights in the Housing Problems”
UCHIDA Yūzō
“The Counter Reports by Japanese government for the United Nations”
BONET Vicente
“Problems of the Koreans and Foreign residents in Japan”
YAMADA Keizo, YASUOKA Takaaki

“The Treaty of the Rights of the Child”

IMAI Keiko

“Human Rights and Capital Punishment”

LLOMPERT Jose

“Discriminations at the Office: Comparative Office Regulations
of Japan and the U. S.”

WAKITA Minoru

“The Study of Right to Development”

CORTES Maria

B: Lectures, Symposia, Seminar

● **Lectures**

April 28, 1994

“The African Refugees and Displaced Persons: Reports of
Kenya, Ethiopia, Somalia, Tanzania, Malawi and Mozambi-
que”

YAMADA Keizō

YASUOKA Takaaki

KOJIMA Yukiko (Sisters of Infant Jesus)

IKEDA Noriko (Graduate of Sophia University)

May 9, 1994

“The Catholic Church in Contemporary Brazil”

ARNS Paulo Evaristo (Archbishop of Sao Paulo, Brazil)

May 13, 1994

“The Reports of the Street Children in the Philippines”

Fr. Shay Cullen (Society of St. Columban, Philippines)

July 20, 1994

“The People of Brazil and Archbishop Arns”

YAMADA Keizō

July 22, 1994

“Human Rights in the Housing Problems”

UCHIDA Yūzō (Professor, Toyo University)

November 22, 1994

“Environmental Problem and Technology”

JINNO Hiroshi (President, Fukui University)

November 28, 1994

“Human in the future”

Fr. ROHR Richard (Order of Francisco an Missionaries U. S. A.)

December 7, 1994

“Human Rights and Capital Punishment”

LLOMPERT Jose ((Professor, Sophia University)

December 16, 1994

“Monologue : The Story of a Korean’s life in Japan”

Song Pu Ja (Korean Resident in Japan)

● **Seminar**

October 21-23, 1994

The 7th National Peace Seminar for Catholic School Teachers

Co-sponsor : Japanese Catholic Council for Justice and Peace

Lecture 1 : “The History of Tode 4 Chome - Future of the Foreign Residents in this area”

Lecture 2 : “The History of Korean Residents in this area”

Lecture 3 : “The Day-Labourers in Kawasaki and their fights”

Lecture 4 : “The present condition of the Foreign Workers”

● **Symposium**

April 9, 1994

The International Symposium “Women, Environment and Peace”

Co-sponsor : Chernobyl Health Survey and Health-Care Support for the Victims-Japan Women’s Network, International Exchange Fund

The First Part : Chairperson UENO Chizuko (Associate Professor, Tokyo University)

Opening Address : NOGAMI Kazuko (Japan Foundation)

Keynote Speeches : “Influence to ward” Reproductive Health
Environmental

MIKHAIENKO Margarita (Obstetrician, Russia)
“Health of Women and Children in Poland”

GUMINSKA Maria (Professor, Krakow University,
Poland)

“Reproductive Health and Environment - from
Minamata to Chernobyl”

WATANUKI Reiko (Chairperson, Women’s Net-
work)

Discussant : DAMIANOVA Jivka (Associate Professor, Sofia
University, Bulgaria)

NAGAOKI Akiko (Assistant, Keio University)

The Second Part

Opening Address : UENO Chizuko

Short Speech : DOI Takako (Speaker, the House of Represen-
tatives)

Session one : Chairperson WATANUKI Reiko

Key-note Speeches :

“Environment Problems and Countermeasures in
Japan”

NAKANISHI Junko (Professor, Tokyo University)
“Women and Environment”

VON WERLHOF Claudia (Professor, Innsbruck
University, Austria)

Testimony1 : “Chernobyl in My Life”

IVASENKO Irina (Former engineer of the Cher-
nobyl Nuclear power Plant, Ukraine)

Testimony2 : “Voices of Women in Noto Peninsula”

OCHIAI Seiko (Member of the City Council)

INSTITUTE FOR THE STUDY OF SOCIAL JUSTICE (ISSJ)

Session two : Chairperson TSURUMI Kazuko (Honorary Professor, Sophia University)

Panel Discussion : “Proposals from Women - Establishing Good Relations between Human Beings and Environment”

MIES Maria (Former Professor, Koln University, Germany)

DALLA COSTA Mariarosa (Associate Professor, Padova University, Italy)

MELLOR Mary (Lecturer, Northambria University, U. K.)

SCHOLZ Hannelore (Associate Professor, Humboldt University, Germany)

KASJC Biljana (Professor, Zagreb University, Croatia)

UENO Chizuko

TSUJIMOTO Kiyomi (Chairperson, Peace Boat)

AOKI Yayoi (Journalist)

OWAKI Masako (Member of Parliament)

Closing Address : YAMADA Keizō (Director, ISSJ)

December 9-10, 1994

The 14th International Symposium “Japanese Colonialism and Its Responsibilities”

Co-sponsor : Social Science Research Institute, International Christian University

Day One, December 9

Opeing Address : KUNUGI Tatsuro (Director, Social Science
Research Institute, Inter-
national Christian Uni-
versity)

Key-note Addresses : “The Legislative Process of Japanese
Colonialism : The Role of the Privy
Council”

MITANI Taichiro (Professor, University of
Tokyo)

“Rethinking Japanese Colonialism in
Korea : Hegemony, Modernity, and Un-
silenced Voices”

ROBINSON Michael E. (Associate Professor,
University of Southern
California, U. S. A.)

“Korean Student Mobilization Policy :
Government at the End of the Colonial
Period”

DUK-SANG Kang (Professor, Hitotsubashi
University)

Dinner

Presentations

“The Situation of Korean Churches under
Japanese Colonial Rule : Puzanchin
Church and Kyonnan District”

HYO SAENG Park (President, Institute of
Asian Church Historoy)

Evening Prayer

Day Two, December 10

Presentations

“The Global Colonial System, Japanese

INSTITUTE FOR THE STUDY OF SOCIAL JUSTICE (ISSJ)

Colonial Management and the Colonial
process in Taiwan”

TWU Jaw-Yann (Professor, Nagoya University)

“The Reality of Japanese Rule in Korea :
Based on ‘Naisen Ittai’ (Assimilation of
Korea into Japan)”

MIYATA Setsuko (Lecturer, Waseda University)

Lunch

Discussion Panel Discussion by Presentors
 General Discussion

Closing Address : YAMADA Keizō (Director, ISSJ)

Reception (Dinner)

March 21, 1995

The International Symposium “Japanese ODA and Women in Asia”

Co-sponsor : Asian Women Society (Director MATSUI Yayori)

Panel Discussion by Women from ten Asian countries:
Philippines, Thailand, Indonesia,
Malaysia, Cambosia, India, Bangladesh,
Nepal, Sri Lanka, and China.

The Symposium was organized by Ms MATSUI Yayori.

C : Outreach projects of Sophia Relief Service attached to ISSJ

(Founded in 1981. Director : MATAIX Anselmo)

Statement of Disbursement (As of April 1994-March 1995)

1. Ethiopia-Jesuit Relief Service-Resettlement and Rehabilitation Programs of Displaced People in Hauzen Tigray Region. (¥1,201,200)
2. Kenya-Nyumban, Children of God Relief Institute Community-based Health Program for HIV patients. (¥604,500)

3. Kenya-Society of Jesus Projects of the Health, Food service and Rehabilitation Programs for Somalians, Ethiopians and Rwandan Refugees. (¥1,654,575)
4. Kenya-Nairobi, St. Joseph, the Worker Kangemi Parish. (¥500,000)
5. Sudan-Education Program for displaced children and Ugandan refugee children in the South by Catholic Sudan Aid Organization. (¥1,201,200)
6. Somalia-Mogadishu, Northern Region, Caritas Somalia Post-emergency and income generating activities for 50,000 returnees and displaced people (¥1,201,200)
7. Malawi-Mozambique Jesuit Refugee Service, Mother-Child Health Care Programs and Employment Projects for Women. (¥605,400)

D: Publications

The ISSJ publishes research papers and academic journals.

1. Academic Journals

Shakai Seigi, Vol. 14 (Tokyo : ISSJ, Sophia University, 1995)

Contents :

“Human Rights in Asia,” YAMADA Keizō ; “Human Rights’ Present situation in Japan-From the Comments of the U. N. Human Rights Committee,” BONET M, Vicente ; “The Legislative Process of Japanese Colonialism: The Role of the Privy Council,” MITANI Taichiro ; “The Global Colonial System, Japanese Colonial Management and the Colonial Process in Taiwan,” TWU Jaw-Yann ;

Research Note: “Creating’ A Symbiosis Human Community-from the Workshop seminars,” MATAIX Anselmo and YASUOKA Takaaki ; The Reports: Activities of 1994-95 ; Institute for the Study of Social Justice, Sophia University (1994-95)

2. Research Paper

Shakai Seigi to Mass media : Social Justice and Mass media (Tokyo : Intra-campus Research Group, Sophia University, July 1994)

Social Justice and Mass media : Focusing on Women and Mass media (Tokyo : Intra-campus Research Group, Sophia University, July, 1994)

3. Symposium Reports

The 13th International Symposium on Woman and Social Justice (Forthcoming in 1995)

4. Newsletter

The Sophia Relief Service publishes a newsletter carrying vital information about refugees and displaced people in the Third World, especially Asia and Africa, to which this organization is assisting the relief and rehabilitation projects of countries concerned.

Newsletter (*Sekai no Mazushii Hitobito ni Ai no Te o*-Extending Hands to Needy People of the World) No. 27 (Tokyo : Sophia Relief Service, ISSJ, July 1994) and No. 28 (December 1994).

社会正義 紀要 14

1995年3月25日 印刷
1995年3月31日 発行

編集者 渡部 清
発行者 山田 經三
発行所 上智大学社会正義研究所
〒102 東京都千代田区紀尾井町7-1
電話 03-3238-3023
3695
印刷所 三美印刷株式会社

SOCIAL JUSTICE

No. 14 (1995)

Contents

Human Rights in Asia	
	<i>YAMADA Keizō</i> 1
Human Rights' Present Situation in Japan	
—From the Comments of the U. N. Human Rights Committee	
	<i>BONET M. Vicente</i>19
Legislative Process of Japanese Colonialism :	
The Role of the Privy Council	
	<i>MITANI Taichiro</i>37
The Global Colonial System, Japanese Colonial Management	
and the Colonial Process in Taiwan	
	<i>TWU Jaw-Yann</i>55
Research Note :	
Creating A Symbiotic Human-Community	
	<i>MATAIX Anselmo and YASUOKA Takaaki</i>71
The Reports : Activities of 1994-95	75
Institute for the Study of Social Justice, Sophia University (1994-95)	
.....	87

Institute for the Study of Social Justice
Sophia University